

雲仙市障がい者福祉ガイド

2025

身体障害者手帳、ヘルプマーク、ヘルプカード、難病患者、福祉医療費支給、自立支援医療費、障害福祉サービス、児童通所サービス、補装具費支給、日常生活用具費支給、障害者相談支援、移動支援、日中一時支援、通学支援、意思疎通支援、自動車運転免許取得費助成、成年後見制度、障害基礎年金、特別障害者手当、心身障害者扶養共済制度、障害者交通費助成、有料道路料金割引、おもいやり駐車場制度、駐車禁止除外措置、身体・聴覚障害者標識、障害者職場実習促進 etc...



開庁時間（市役所各窓口共通）

午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 （土日・祝日・年末年始を除く）

雲仙市健康福祉部（雲仙市福祉事務所）

- （共通）〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地
TEL：0957-36-2500（雲仙市福祉事務所代表番号）
- （◇）健康福祉部 福祉総務課（班構成：総務高齢班、障がい班、給付班）
TEL：0957-47-7871 / FAX：0957-36-8900
- （◆）健康福祉部 福祉支援課（班構成：介護予防班、相談支援班）
TEL：0957-47-7784 / FAX：0957-36-8900
- （◇）健康福祉部 子ども支援課（班構成：子育て支援班、子ども健康班）
TEL：0957-47-7874 / FAX：0957-36-8900
- （◆）健康福祉部 保護課（班構成：保護班）
TEL：0957-47-7875 / FAX：0957-36-8900
- （◇）健康福祉部 健康づくり課（班構成：健康推進班）
TEL：0957-47-7876 / FAX：0957-36-8900

雲仙市役所 各種手続き受付部署

- （◇）地域振興部 国見総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒859-1392 雲仙市国見町土黒甲 1100 番地
TEL：0957-78-2111 / FAX：0957-78-3282
- （◆）地域振興部 瑞穂総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒859-1292 雲仙市瑞穂町西郷辛 1285 番地
TEL：0957-77-2111 / FAX：0957-77-2116
- （◇）地域振興部 総合窓口課（班構成：総合窓口班、保険年金班）
〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
TEL：0957-47-7806 / FAX：0957-38-2755
- （◆）財務部 税務課（班構成：国保市民税班、固定資産税班）
〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
TEL：0957-47-7795 / FAX：0957-38-2755
- （◇）地域振興部 愛野総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒854-0302 雲仙市愛野町乙 526 番地 I
TEL：0957-36-2111 / FAX：0957-36-1054
- （◆）地域振興部 千々石総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地
TEL：0957-37-2001 / FAX：0957-37-2639
- （◇）地域振興部 小浜総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒854-0592 雲仙市小浜町北本町 14 番地
TEL：0957-74-2111 / FAX：0957-74-5249
- （◆）地域振興部 南串山総合支所 地域振興課（班構成：地域振興班）
〒854-0703 雲仙市南串山町丙 10538 番地 4
TEL：0957-88-3111 / FAX：0957-88-3870

も く じ

1. 手 帳

- (1) 身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5)
- (2) 療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・(6)
- (3) 精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・(7)
- (◇) 手帳をお持ちの方へのお知らせ・・・・・・・・(8)
- (4) ヘルプマーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・(9)
- (5) ヘルプカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・(10)
- (6) 難病患者等（障がい者の範囲の拡大）・・・・(11)

2. 医 療

- (1) 福祉医療費支給制度・・・・・・・・・・・・・・・・(15)
- (2) 自立支援医療費（更生医療、育成医療）・・・・(16)
- (3) 自立支援医療費（精神通院）・・・・・・・・・・(17)
- (4) 後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・(18)

3. 障害福祉サービス・児童通所サービス

- (1) 障害福祉サービス・児童通所サービス費の支給・・・・(19)
- (2) 高額障害福祉サービス等給付費等による払い戻し・・・・(24)
- (3) 介護保険サービスの利用負担の軽減・・・・・・・・(25)

4. 補装具、日常生活用具、家族介護用品

- (1) 補装具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・(26)
- (2) 軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業・・・・(32)
- (3) 日常生活用具費の給付・・・・・・・・・・・・・・・・(33)
- (4) 家族介護用品（紙おむつ等の助成券）・・・・(43)

5. 地域生活支援事業

- (1) 障害者相談支援事業・・・・・・・・・・(44)
- (2) 地域活動支援センター・・・・・・・・・・(44)
- (3) 日中一時支援事業・・・・・・・・・・(45)
- (4) 移動支援事業・・・・・・・・・・(45)
- (5) 通学支援事業・・・・・・・・・・(46)
- (6) 雲仙市障害者地域生活支援拠点事業・・・・・・・・・・(47)
- (7) 自発的活動支援事業・・・・・・・・・・(48)
- (8) 意思疎通支援事業（手話通訳等）・・・・・・・・・・(48)
- (9) 視覚障害者生活訓練事業・・・・・・・・・・(49)
- (10) 声の広報等発行事業・・・・・・・・・・(49)
- (11) 自動車運転免許取得費の助成・・・・・・・・・・(50)
- (12) 自動車改造費の助成・・・・・・・・・・(51)

6. 成年後見制度

- (1) 成年後見制度について・・・・・・・・・・(52)

7. 年金と手当

- (1) 障害基礎年金・・・・・・・・・・(53)
- (2) 特別障害者手当・・・・・・・・・・(54)
- (3) 障害児福祉手当・・・・・・・・・・(55)
- (4) 経過的福祉手当・・・・・・・・・・(55)
- (5) 児童扶養手当・・・・・・・・・・(56)
- (6) 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・(57)
- (7) 心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・(58)

8. 公共料金などの割引、支援制度

- (1) 障害者交通費助成事業（タクシー助成）・・・・・・・・・・(59)
- (2) バス運賃、タクシー料金の割引・・・・・・・・・・(64)
- (3) 島原鉄道運賃の割引・・・・・・・・・・(65)
- (4) JR運賃（JR九州）の割引・・・・・・・・・・(66)
- (5) 航空運賃の割引・・・・・・・・・・(66)

(6) 有料道路料金の割引	(67)
(7) おもいやり駐車場制度 (旧パーキング・パーミット制度)	(70)
(8) 駐車禁止除外措置	(71)
(9) 身体・聴覚障害者標識	(71)
(10) 携帯電話基本料金使用料等の割引	(72)
(11) NHK放送受信料の免除	(72)

9. 税の控除や減免

(1) 所得税、市県民税、相続税	(74)
(2) 自動車税、軽自動車税	(74)

10. 資金の貸付、食糧支援

(1) 生活福祉資金貸付制度	(77)
(2) 福祉資金貸付事業	(78)
(3) 緊急食糧支援事業	(79)

11. 雇用促進

(1) 就職に関するご相談	(80)
(2) 雲仙市障害者職場実習促進事業	(80)

12. 福祉施設

(1) 障害福祉サービス事業所	(81)
(2) 児童通所サービス事業所	(90)

13. 関係団体

(◇) 社会福祉協議会	(97)
(◆) 障害者福祉団体	(97)
(◇) 市の事業を委託している団体	(97)

Ⅰ 4. 保健福祉の総合相談

- (◆) 民生委員児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・(98)
- (◇) 身体障害者相談員・知的障害者相談員・・・・・・・・(98)

Ⅰ 5. 官公庁等の相談窓口

- (◆) 社会福祉全般に関する相談・・・・・・・・・・・・(99)
- (◇) 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する相談・・・・・・・・(99)
- (◆) 保健福祉全般に関する相談・・・・・・・・・・・・(100)
- (◇) 税の控除や減免に関する相談、問い合わせ・・・・・・・・(100)
- (◆) 視覚、聴覚に障がいがある方の相談・・・・・・・・(100)
- (◇) 就労に関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・(101)
- (◆) こども、女性、障がい者に関する相談・・・・・・・・(101)
- (◇) 障がいに関する相談・・・・・・・・・・・・・・・・(102)
- (◆) 転居・転出の際の市役所等での手続き一覧・・・・・・・・(103)

Ⅰ 6. 障がい関連の最新法制度について

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律・・・・・・・・(104)
- (2) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律・・・・・・・・(104)
- (3) 手話に関する施策の推進に関する法律・・・・・・・・(105)

障害者福祉団体に加入されませんか

- (◇) 雲仙市身体障害者福祉協会・・・・・・・・・・・・(106)
- (◆) 雲仙市手をつなぐ育成会・・・・・・・・・・・・(106)

(1) 身体障害者手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付を受けられる方は、
身体の視覚（目）、聴覚・平衡（耳）、音声・
言語（のど）、肢体（手・足）、心臓、呼吸器（肺）、腎臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能に障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級（1級～6級）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

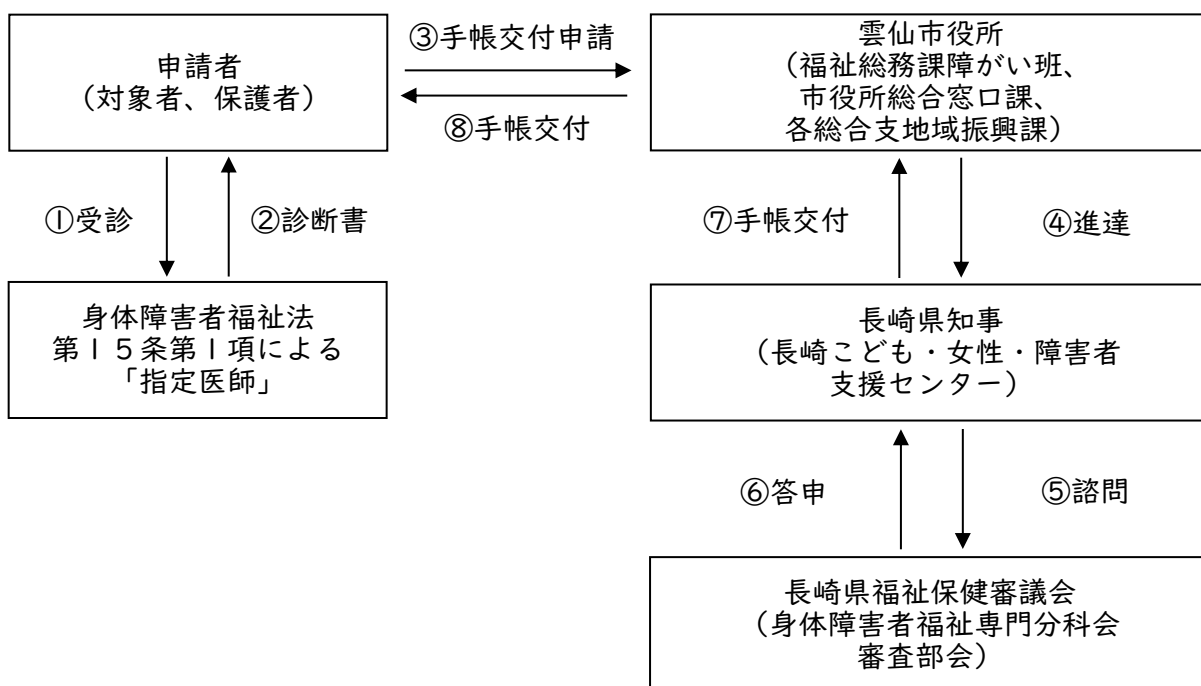
- (1) 身体障害者手帳交付申請書 (2) 指定医師の診断書、各障がいの所見
- (3) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4) マイナンバー制度関係（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
- (5) 申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。

※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものがが必要です。

※申請書、診断書、所見の用紙は、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



(2) 療育手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

療育手帳の交付を受けられる方は、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。

障がいの程度、等級（最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

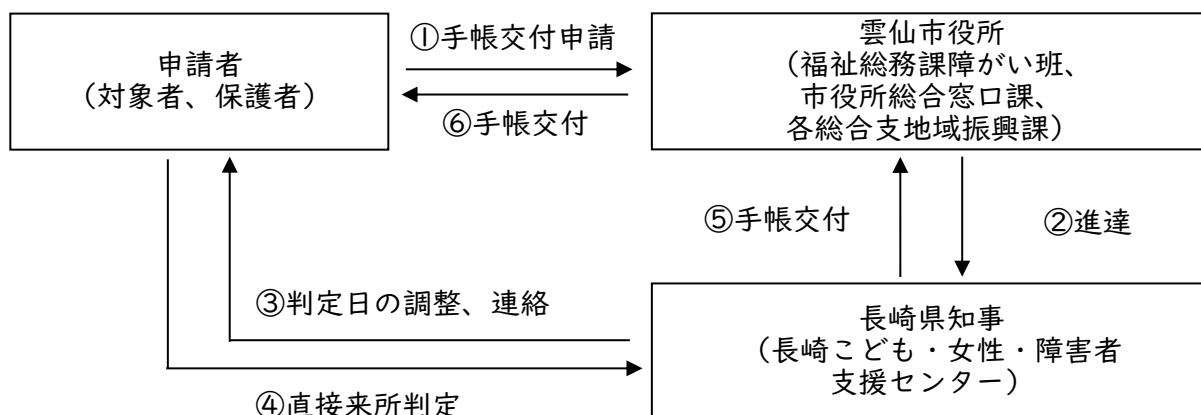
- (1) 療育手帳交付申請書
- (2) 療育手帳交付・再判定時調査票
- (3) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4) マイナンバー制度関係（個人番号カードまたは個人番号通知カード）
- (5) 申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名を記入してください。

※代理人の場合は代理人の身元が確認できるものがが必要です。

※申請書、調査票の用紙は、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳申請から交付まで



(3) 精神障害者保健福祉手帳

※8ページの「手帳をお持ちの方へのお知らせ」も併せてご覧ください。

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方は、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への障がいがある方で、県知事の認定を受けた方です。

病名でいうと、統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、その他の精神疾患ですが、知的障がいは含まれません。

障がいの程度、等級（1級～3級）を認定し、各種の援助やその他の援護措置（税の減免、運賃の割引等）を受けるために必要な証明書の役割をもっています。

○手帳取得の申請に必要なもの

- (1) 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- (2) 主治医の診断書（※最新の障害年金（種類：精神障害）の証書の写しまたは年金振込通知書等があれば診断書は不要です。）
- (3) 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）※家庭用プリンター印刷写真は不可
- (4) マイナンバー制度関係（個人番号カード又は個人番号通知カード）
- (5) 申請者の身元確認ができるもの（個人番号カード、免許証、保険証等）

※写真は、申請書に貼らずに写真の裏面に氏名及び生年月日を記入してください。

※手帳台紙への写真貼付を希望しない場合は、顔写真は不要です。なお、写真を貼付しない場合は、民間の援護措置の適用が受けられない場合があります。

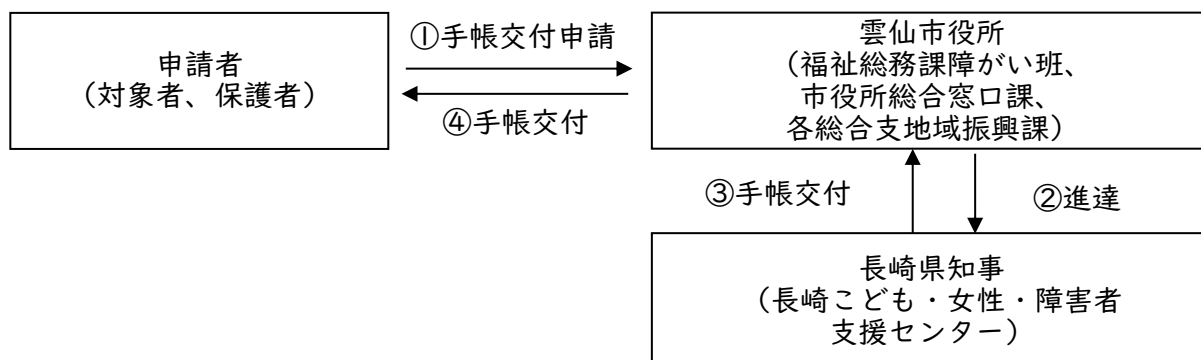
※代理人の場合は、代理人の身元が確認できるものがが必要です。

※申請書、診断書の用紙は、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○手帳更新

- ・手帳の有効期限は、2年です。（有効期限後2年間は更新手続きができます。）
- ・更新手続きに基づき、障がいの状態を再認定したうえで更新されます。
- ・更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。（※案内通知はありません。）
- ・更新は1～2か月ほどかかりますので、お早めに手続きください。

○手帳申請から交付まで



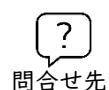
手帳をお持ちの方へのお知らせ

下記の場合は、お近くの市役所窓口にて
必ず手続きを行ってください！

1. 一部の障がいが無くなったとき
【必要なもの】 手帳＋顔写真１枚＋マイナンバーがわかるもの
2. 全部の障がいが無くなったとき
【必要なもの】 手帳＋マイナンバーがわかるもの
3. 障がいの程度が変わったとき
【必要なもの】 手帳＋各手帳取得の申請に必要なもの(※) ※) 身体障害者手帳：５ページ参照 / 療育手帳：６ページ参照 / 精神障害者保健福祉手帳：７ページ参照
4. 次の判定月に近付いたとき（身体障害者手帳・療育手帳）
【必要なもの】 手帳＋各手帳取得の申請に必要なもの(※) ※) 身体障害者手帳：５ページ参照 / 療育手帳：６ページ参照
5. 有効期限が近付いたとき（精神障害者保健福祉手帳） （※有効期限後２年間は更新手続きができます）
【必要なもの】 手帳＋各手帳取得の申請に必要なもの(※) ※) 精神障害者保健福祉手帳：７ページ参照
6. 住所・氏名が変わったとき
【必要なもの】 手帳＋マイナンバーがわかるもの
7. 保護者が変わったとき（身体障害者手帳・療育手帳）
【必要なもの】 手帳＋マイナンバーがわかるもの
8. 手帳を紛失したとき
【必要なもの】 顔写真１枚＋マイナンバーがわかるもの
9. 手帳を破損したとき
【必要なもの】 破損した手帳＋顔写真１枚＋マイナンバーがわかるもの
10. 死亡したとき
【必要なもの】 手帳＋マイナンバーがわかるもの

※顔写真は「たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ」のものに限ります。※家庭用プリンター印刷写真は不可

(4) ヘルプマーク



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

本県でも平成30年6月から交付していますので、ヘルプマークを身につけている方を見かけた場合は、電車内で席を譲ったり、困っていると思われる時は、声をかけるなどの援助や配慮をお願いします。

○配布対象

- ・義足や人工関節を使用している方、身体障害、精神障害、知的障害、発達障害、内部障害のある方、難病の方、妊娠初期の方などの外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方や、外見から援助や配慮を必要としていることがわかる方のうちマークの配布を希望する方（障害者手帳の有無は問いません）
- ・県内在住の方（原則として、各市町に住所を有する方）

○使用方法

- ・ストラップを利用して、鞆等につけて使用します。
- ・常時着用する、必要な時に着用する等用途に応じて使用してください。



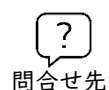
【形態】 「ヘルプマーク」は、カード本体、吊り下げバンド、裏面貼付用シールの3点が1セットとして梱包されています。

【カード本体】 縦 85mm × 横 53mm

【吊り下げバンド】 縦 224mm × 横 11mm

【裏面貼付用シール】 縦 69.5mm × 横 43.5mm

(5) ヘルプカード



福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

ヘルプカードは、障がいのある方等が困ったときに助けを求めるためのものです。

「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶカードです。

障がいがある人の中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあってもそのことを伝えられない人」、「困っていることそのものを自覚していない人」もいます。特に、災害時には、困りごとが増えることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「障がいのことがわからない」「困っているのでは?と気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。

何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。

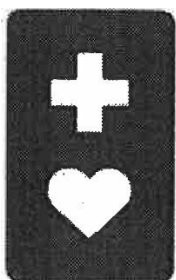
○配布対象

- ・周囲から支援が必要なときに、ヘルプカードを利用したい方。
(障害者手帳の有無は問いません。)

○使用方法

- ・災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを提示し、手助けを求めることができます。

【表紙】

あなたの支援が必要です ヘルプカード  長崎県	
--	---

【裏表紙】

お願いしたいこと

【1 ページ目】

ふりがな 名 前				
住 所				
生年月日	年	月	日	血液型
障害名 病 名	型			

【2 ページ目】

連絡先	—	—	()
緊急連絡先	—	—	()
かかりつけ医療機関			
TEL	—	—	主治医 ()

(6) 難病患者等（障がい者の範囲の拡大）

 県南保健所
 TEL:0957-62-3289
 問合せ先 ※難病認定の手続きのみ

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病患者等の方が追加され、対象となる方々は身体障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められたサービスの申請や用具の給付ができるようになりました。

令和7年4月現在(376疾病)

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
あ	アイカルディ症候群	135
	アイザックス症候群	119
	I g A腎症	66
	I g G 4 関連疾患	300
	亜急性硬化性全脳炎	24
	アジソン病	83
	アッシャー症候群	303
	アトピー性脊髄炎	116
	アペール症候群	182
	アミロイドーシス 《全身性アミロイドーシス》	— 《28》
	アラジール症候群	297
	アルポート症候群	218
	アレキサンダー病	131
	アンジェルマン症候群	201
	アントレー・ビクスラー症候群	184
い	イソ吉草酸血症	247
	一次性ネフローゼ症候群	222
	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	223
	I p 36欠失症候群	197
	遺伝性自己炎症疾患	325
	遺伝性ジストニア	120
	遺伝性周期性四肢麻痺	115
	遺伝性膵炎	298
	遺伝性鉄芽球性貧血	286
	ウィーバー症候群	175
う	ウィリアムズ症候群	179
	ウィルソン病	171
	ウエスト症候群	145
	ウェルナー症候群	191
	ウォルフラム症候群	233
	ウルリッヒ病	29
え	HTLV-Ⅰ 関連脊髄症	26
	A T R - X 症候群	180
	A D H 分泌異常症	—
	《下垂体性ADH分泌異常症》	《72》
	HTRAⅠ 関連脳症血管病	123
	エーラス・ダンロス症候群	168
	エプスタイン症候群	287
	エプスタイン病	217
	エマヌエル症候群	204
	MECP2重複症候群	339
	LMNB1 関連大脳白質脳症	342
お	遠位型ミオパチー	30
	円錐角膜	○ —
	黄色靱帯骨化症	68
	黄斑ジストロフィー	301
	大田原症候群	146
	オクシピタル・ホーン症候群	170
	オスラー病	227

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
か	カーニー複合	232
	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
	潰瘍性大腸炎	97
	下垂体前葉機能低下症	78
	家族性地中海熱	266
	家族性低βリポタンパク血症Ⅰ(ホモ接合体)	336
	家族性良性慢性天疱瘡	161
	カナバン病	307
	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ アクネ症候群	269
	歌舞伎症候群	187
	ガラクトース-1-リン酸ウリジル トランスフェラーゼ欠損症	258
	カルニチン回路異常症	316
	加齢黄斑変性	○ —
	肝型糖原病	257
	間質性膀胱炎(ハンナ型)	226
	環状20番染色体症候群	150
	関節リウマチ 《悪性関節リウマチ》	— 《46》
	完全大血管転位症	209
	眼皮膚白皮症	164
き	偽性副甲状腺機能低下症	236
	ギャロウェイ・モワト症候群	219
	急性壊死性脳症	○ —
	急性網膜壊死	○ —
	球脊髄性筋萎縮症	1
	急速進行性糸球体腎炎	220
	強直性脊椎炎	271
	巨細胞性動脈炎	41
	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性 病変)	279
	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢 病変)	280
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100
く	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	278
	筋萎縮性側索硬化症	2
	筋型糖原病	256
	筋ジストロフィー	113
	クッシング病	75
	クリオピリン関連周期熱症候群	106
	クリッペル・トレノネー・ウェーバー 症候群	281
	クルーゾン症候群	181
	グルコーストランスポーターⅠ欠損症	248
	グルタル酸血症Ⅰ型	249
	グルタル酸血症Ⅱ型	250
	クロウ・深瀬症候群	16

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
く	クローン病	96
	クローンカイト・カナダ症候群	289
け	痙攣重積型（二相性）急性脳症	129
	結節性硬化症	158
	結節性多発動脈炎	42
	血栓性血小板減少性紫斑病	64
	限局性皮膚異形成	137
	原発性肝外門脈閉塞症	346
	原発性局所多汗症	○ —
	原発性硬化性胆管炎	94
	原発性高脂血症	—
	《家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)》	《79》
	《原発性高カイロミクロン血症》	《262》
	原発性側索硬化症	4
	原発性胆汁性胆管炎	93
	原発性免疫不全症候群	65
	顕微鏡的大腸炎	○ —
	顕微鏡的多発血管炎	43
こ	高IgD症候群	267
	好酸球性消化管疾患	98
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45
	好酸球性副鼻腔炎	306
	抗糸球体基底膜腎炎	221
	後縦靱帯骨化症	69
	甲状腺ホルモン不応症	80
	拘束型心筋症	59
	高チロシン血症1型	241
	高チロシン血症2型	242
	高チロシン血症3型	243
	後天性赤芽球癆	283
	広範脊柱管狭窄症	70
	膠様滴状角膜ジストロフィー	332
	抗リン脂質抗体症候群	—
	《原発性抗リン脂質抗体症候群》	《48》
	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	344
	コケイン症候群	192
	コステロ症候群	104
	骨形成不全症	274
	骨髓異形成症候群	○ —
	骨髓線維症	○ —
	ゴナドトロピン分泌亢進症	—
	《下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症》	《76》
	5p欠失症候群	199
	コフィン・シリズ症候群	185
	コフィン・ローリー症候群	176
	混合性結合組織病	52
さ	鰓耳腎症候群	190
	再生不良性貧血	60
	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	○ —
	再発性多発軟骨炎	55
	左心低形成症候群	211
	サルコイドーシス	84
	三尖弁閉鎖症	212
	三頭酵素欠損症	317
し	CFC症候群	103
	シェーグレン症候群	53
	色素性乾皮症	159
	自己貪食空胞性ミオパチー	32
	自己免疫性肝炎	95
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
し	自己免疫性溶血性貧血	61
	四肢形成不全	○ —
	シトステロール血症	260
	シトリン欠損症	318
	紫斑病性腎炎	224
	脂肪萎縮症	265
	若年性特発性関節炎	107
	若年性肺気腫	—
	《α1-アンチトリプシン欠乏症》	《231》
	シャルコー・マリー・トゥース病	10
	重症筋無力症	11
	修正大血管転位症	208
	出血性線溶異常症	347
	ジュベール症候群関連疾患	177
	シュワルツ・ヤンベル症候群	33
	神経細胞移動異常症	138
	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	125
	神経線維腫症	34
	神経有棘赤血球症	9
	進行性核上性麻痺	5
	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338
	進行性骨化性線維異形成症	272
	進行性多巣性白質脳症	25
	進行性白質脳症	308
	進行性ミオクロームステんかん	309
	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213
す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154
	スタージ・ウェーバー症候群	157
	スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
	スミス・マギニス症候群	202
	スモン	○ —
せ	脆弱X症候群	206
	脆弱X症候群関連疾患	205
	成人発症スチル病	54
	成長ホルモン分泌亢進症	—
	《下垂体性成長ホルモン分泌亢進症》	《77》
	脊髄空洞症	117
	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18
	脊髄髄膜瘤	118
	脊髄性筋萎縮症	3
	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	319
	前眼部形成異常	328
	全身性エリテマトーデス	49
	全身性強皮症	51
	先天異常症候群	310
	先天性横隔膜ヘルニア	294
	先天性核上性球麻痺	132
	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	330
	先天性魚鱗癬	160
	先天性筋無力症候群	12
	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)	320
	先天性三尖弁狭窄症	311
	先天性腎性尿崩症	225
	先天性赤血球形成異常性貧血	282
	先天性僧帽弁狭窄症	312
	先天性大脳白質形成不全症	139
	先天性肺静脈狭窄症	313

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
せ	先天性風疹症候群 ○	－
	先天性副腎低形成症	82
	先天性副腎皮質酵素欠損症	81
	先天性ミオパチー	111
	先天性無痛無汗症	130
	先天性葉酸吸収不全	253
	前頭側頭葉変性症	127
	線毛機能不全症候群（カルタゲナー 症候群を含む。）	340
そ	早期ミオクロニー脳症	147
	総動脈幹遺残症	207
	総排泄腔遺残	293
	総排泄腔外反症	292
	ソトス症候群	194
た	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	284
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	200
	大脳皮質基底核変性症	7
	大理石骨病	326
	ダウン症候群 ○	－
	高安動脈炎	40
	多系統萎縮症	17
	タナトフォリック骨異形成症	275
	多発血管炎性肉芽腫症	44
	多発性硬化症/視神経脊髄炎	13
	多発性軟骨性外骨腫症 ○	－
	多発性嚢胞腎	67
	多脾症候群	188
	タンジール病	261
	単心室症	210
	弾性線維性仮性黄色腫	166
ち	短腸症候群 ○	－
	胆道閉鎖症	296
	遅発性内リンパ水腫	305
	チャージ症候群	105
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	134
	中毒性表皮壊死症	39
	腸管神経節細胞僅少症	101
て	TSH分泌亢進症	－
	《下垂体性TSH分泌亢進症》	《73》
	TNF受容体関連周期性症候群	108
	TRPV4異常症	341
	低ホスファターゼ症	172
	天疱瘡	35
と	特発性拡張型心筋症	57
	特発性間質性肺炎	85
	特発性基底核石灰化症	27
	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因に よるものに限る。）	327
	特発性後天性全身性無汗症	163
	特発性大腿骨頭壊死症	71
	特発性多中心性キャッスルマン病	331
	特発性門脈圧亢進症	92
	特発性両側性感音難聴	－
	《若年発症型両側性感音難聴》	《304》
	突発性難聴 ○	－
	ドラベ症候群	140
な	中條・西村症候群	268
	那須・ハコラ病	174
	軟骨無形成症	276
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
に	22q11.2欠失症候群	203
	乳児発症STING関連血管炎	345
	乳幼児肝巨大血管腫	295
	尿素サイクル異常症	251
ぬ	ヌーナン症候群	195
ね	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/ LMX1B関連腎症	315
	ネフロン癆	335
の	脳クレアチン欠乏症候群	334
	脳腱黄色腫症	263
	脳内鉄沈着神経変性症	121
	脳表ヘモジデリン沈着症	122
	膿疱性乾癬	－
	《膿疱性乾癬（汎発型）》	《37》
	膿疱性線維症	299
は	パーキンソン病	6
	バージャー病	47
	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	87
	肺動脈性肺高血圧症	86
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229
	肺胞低換気症候群	230
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333
	バッド・キアリ症候群	91
	ハンチントン病	8
	汎発性特発性骨増殖症 ○	－
	PURA関連神経発達異常症	343
ひ	P C D H I 9 関連症候群	152
	非ケトーシス型高グリシン血症	321
	肥厚性皮膚骨膜症	165
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体 優性脳動脈症	124
	肥大型心筋症	58
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	239
	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	238
	左肺動脈右肺動脈起始症	314
	ビッカースタッフ脳幹脳炎	128
	非典型溶血性尿毒症症候群	109
	非特異性多発性小腸潰瘍症	290
	皮膚筋炎/多発性筋炎	50
	びまん性汎細気管支炎 ○	－
	肥満低換気症候群 ○	－
	表皮水疱症	36
	ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は 小腸型）	291
ふ	VATER症候群	173
	ファイファー症候群	183
	ファロー四徴症	215
	ファンconi貧血	285
	封入体筋炎	15
	フェニルケトン尿症	240
	フォンタン術後症候群 ○	－
	複合カルボキシラーゼ欠損症	255
	副甲状腺機能低下症	235
	副腎白質ジストロフィー	20
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
	ブラウ症候群	110
	ブラダー・ウィリ症候群	193
	プリオン病	23
	プロピオン酸血症	245

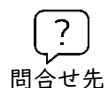
	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
ひ	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症） 《下垂体性PRL分泌亢進症》	— 《74》
へ	閉塞性細気管支炎	228
	β-ケトチオラーゼ欠損症	322
	ベーチェット病	56
	ベスレムミオパチー	31
	ヘパリン起因性血小板減少症	○ —
	ヘモクロマトーシス	○ —
	ベリー病	126
	ペルーシド角膜辺縁変性症	○ —
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	234
	片側巨脳症	136
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149
ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
	発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
	ホモシチン尿症	337
	ポルフィリン症	254
ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	167
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	14
	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	88
	慢性再発性多発性骨髄炎	270
	慢性膵炎	○ —
	慢性特発性偽性腸閉塞症	99
み	ミオクロニー欠神てんかん	142
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	ミトコンドリア病	21
む	無虹彩症	329
	無脾症候群	189
	無βリポタンパク血症	264

	障害者総合支援法の対象疾病 《難病法上の指定難病名》	告示 番号
め	メープルシロップ尿症	244
	メチルグルタコン酸尿症	324
	メチルマロン酸血症	246
	メビウス症候群	133
	免疫性血小板減少症	63
	メンケス病	169
も	網膜色素変性症	90
	もやもや病	22
	モワット・ウイルソン症候群	178
や	薬剤性過敏症症候群	○ —
	ヤング・シンプソン症候群	196
ゆ	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○ —
	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
よ	4p欠失症候群	198
ら	ライソゾーム病	19
	ラスマッセン脳炎	151
	ランゲルハンス細胞組織球症	○ —
	ランドウ・クレフナー症候群	155
り	リジン尿性蛋白不耐症	252
	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○ —
	両大血管右室起始症	216
	リンパ管腫症/ゴーハム病	277
	リンパ脈管筋腫症	89
る	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	162
	ルビンシュタイン・ティビ症候群	102
れ	レーベル遺伝性視神経症	302
	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	259
	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○ —
	レット症候群	156
	レノックス・ガストー症候群	144
ろ	ロウ症候群	348
	ロスムンド・トムソン症候群	186
	肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

注 1) 「○」＝障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

注 2) 障害者総合支援法の対象疾病は指定難病より対象が広がっているため、一部指定難病名と異なる疾病名を用いているものがあります。

(1) 福祉医療費支給制度



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

障がいのある方が、病院や歯科医院等で診療を受けた場合、医療保険対象額から下記の自己負担額を除いた金額が支給されます。なお、高額医療費や附加給付の制度により払い戻される場合は、その金額を差し引いた医療費が対象となります。

○対象者（※所得状況による支給制限があります。）

- ・身体障害者手帳：1、2、3級所持者
- ・療育手帳：A1、A2、B1所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級所持者（通院のみ）

○福祉医療費の自己負担額（※自己負担額は、医療機関ごと、1か月分ごとに設定）

診療日数（入院、通院）	自己負担額
1日	800円
月上限	1,600円
調剤薬局（保険診療分）	0円

※身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の場合は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の場合の2分の1の額を支給

○福祉医療費の支給対象とならない費用

- ・各健康保険から支給される高額医療費及び附加給付
- ・保険外診療分
 - （例）・ 自費診療分の治療費 ・ 入院時の差額ベッド代、病衣代など
 - ・ 健康診断の費用 ・ インフルエンザなどの予防接種費用
 - ・ 文書料

○認定申請

健康保険証情報がわかるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書等）、障害者手帳及び本人（対象者が18歳未満の場合は保護者）名義の通帳をご持参のうえ、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課で認定申請してください。

審査の結果、認定となった場合は福祉医療費受給者証が交付されます。

○支給申請手続き

医療費を病院や薬局に支払った後、支給申請書に、医療機関ごとに1ヶ月分の医療費の支払い証明を添付し、申請してください（医療費領収書を医療機関ごとにまとめて申請書と一緒に提出されても結構です）。病院と薬局は別々の申請書になります。

(2) 自立支援医療費（更生医療、育成医療）

 福祉総務課障がい班
 市役所総合窓口課
 問合せ先 各総合支所地域振興課

身体に障がいのある方の更生に必要な医療であって、その障がいを除去し、または軽減して職業能力の増進と、日常生活を容易にするため、受診した医療費が公費により支払われる制度です。（例えば、角膜移植術、関節形成手術、外耳形成術、心臓手術、人工透析療法、中心静脈栄養法、肝臓移植術など）

利用するためには、身体障害者手帳の交付を受けた方で、長崎こども・女性・障害者支援センターの判定を受け更生医療が必要と認定された方が対象となります。

また、育成医療は、市長が委託した医師の判定により必要と認定された方が対象となります。

○育成医療（18歳未満）、更生医療（18歳以上）の認定申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 身体障害者手帳（更生医療のみ）
- (3) 指定医師の意見書
- (4) 課税調査等の同意書
- (5) 健康保険情報がわかる書類（同一保険に加入している方全員分 ※1）
- (6) 障害年金等を受給している方は、年金証書又は年金振込み通知書
- (7) 個人番号カードまたは個人番号通知カード

○医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則1割になります。

ただし、以下のとおり、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

所得区分		自己負担上限月額 (重度かつ継続に 該当しない)	自己負担上限月額 (重度かつ継続に 該当) ※2
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、 対象者の年収が 80 万 9 千円以下	2,500 円	2,500 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、 対象者の年収が 80 万 9 千円超	5,000 円	5,000 円
中間所得 1	市町村民税（所得割） 3 万 3 千円未満	医療保険の 自己負担額	5,000 円
中間所得 2	市町村民税（所得割） 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	医療保険の 自己負担額	10,000 円
一定所得以上	市町村民税（所得割） 23 万 5 千円以上	自立支援医療 対象外	20,000 円

※1) 受診者本人が加入している保険の種別によって、提出に必要な書類が異なる場合があります。
 詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

※2) 「重度かつ継続」は、次の1または2に該当する方です。

1. 疾病、症状等から対象となる方…じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）
2. 医療保険の高額療養費が多数該当の方

(3) 自立支援医療費（精神通院）

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

精神疾患で通院治療を受けている場合に、
長崎県の承認により、医療費の自己負担を軽減する制度です。医療保険の種類にかかわらず自己負担は原則1割になります。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

○申請に必要な書類

- (1) 申請書 (2) 指定医療機関の診断書(※1)
- (3) 課税調査等の同意書及び所得届
- (4) 障害年金を受給している方は、年金証書、または年金振込み通知書
- (5) 健康保険情報がわかる書類(健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認証書※2)
- (6) (5)の保険対象者全員の個人番号カードまたは個人番号通知カード
- (※1) 手帳申請と同時に認定申請をされる場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書により申請することができます。
「重度かつ継続」に該当しない症病の場合で重度かつ継続に該当する場合は、医師意見欄への記載、または別紙様式による医師意見が必要です。
- (※2) 受診者本人が加入している保険の種別によって、提出に必要な書類が異なる場合があります。詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

○再認定申請と有効期限

- ・有効期限は1年間です。継続する場合は、再認定申請が必要で、手続きは有効期限の3か月前から可能です。(更新案内通知はありません。)
- ・2年目の再認定申請時は、診断書の添付は不要です。
- ・有効期限内に再認定申請がなされない場合は、有効期限切れとなり、再認定申請はできません。この場合、再度、新規申請(1年目)となります。
- ・再認定には1～2か月程度かかりますので、お早めに手続きください。

○その他の手続き

下記の場合は、手続きが必要です。上記の申請に必要な書類と受給者証(原本)をご持参の上、手続きをお願いします。

- ・氏名、住所を変更したとき
- ・医療機関・薬局・訪問看護、デイケアの変更をしたとき(申請日より対象)
- ・医療保険を変更したとき(上限額が変更となる場合あり)
- ・保護者が変更となったとき(18才未満)

○都道府県間変更

- ・受給者証の有効期限が残っている場合は、新住所地で引き続きことができます。

(4) 後期高齢者医療制度

 市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

75歳になると、これまで加入していた医療保険の資格を喪失し、後期高齢者医療の被保険者となります。

一定の障がいがある65歳以上の方で、所定の申請を行った方も被保険者となることができます。(障害認定)

○対象となる障がいの程度

- ・身体障害者手帳 : 1級～3級、4級の一部
- ・療育手帳 : A1、A2
- ・精神障害者保健福祉手帳 : 1級、2級
- ・障害基礎年金受給者 : 1級、2級

○申請先

- ・市役所総合窓口課又は各総合支所地域振興課

※ただし、入院や施設入所して他県の国民健康保険に加入している方（住所地特例）の申請先は、国民健康保険の資格確認書等を交付している市町村となります。

○医療機関での自己負担

- ・自己負担割合は、原則、1割から3割負担です。

※一般の方は1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担（※令和4年10月1日より）、現役並みの所得の方は3割負担となります。

○後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。これまで健康保険などの被扶養者で、保険料の負担がなかった方にも保険料がかかります。

年額18万円以上の年金を受け取っている方の保険料は原則、年金からのお支払いになりますが、申し出により口座振替によるお支払いもできます。

それ以外の方は口座振替や納付書により市町に納めることになります。

(1) 障害福祉サービス・児童通所サービス費の支給

障害福祉サービス等を利用するには、事前に申請のうえ、支給決定を受ける必要があります。申請から利用までの流れは以下のとおりです。



福祉総務課障がい班
BRIDGE はあと
(障害者相談支援事業委託先)
TEL:0957-36-3850

① 相談、申請

福祉総務課障がい班で相談や申請を受付けています。

② 計画相談支援の申請（セルフプラン作成者を除く）

障害福祉サービスを受けるには、相談支援事業所（新規利用の方は、相談支援事業所を選定します。）によるサービス利用計画（プラン）が必要になります。

相談支援事業所が、利用希望者やその家族等と面談をしてプランを作成します。

既にサービスを利用されている方で、サービスの追加や変更をされる場合もプランの変更が必要になりますので、事前に相談支援事業所へご相談ください。

※セルフプラン（自分でプランを作成する）場合は、相談支援事業所の選定は必要ありません。

③ 聴き取り調査

申請書とプランの提出後、市の担当職員が利用者本人の障がいの種類および心身の状況や介護をする方の状況などを聴き取る調査を行います。

④ 審査判定

③の聴き取り調査等をもとに、審査判定を行います。

サービスの種類によっては、審査会での審査判定が必要なものがあり、調査内容と主治医意見書をもとに審査判定を行い、障害支援区分（どれぐらい支援が必要かの度合を区分けするもの）を決定します。

⑤ 支給決定

②及び④の内容をもとにサービスの支給の要否（サービスの支給量）を決定します。

また、利用者本人及びその利用者の属する世帯の課税状況により、月額負担上限額の区分もあわせて決定し、これらの決定事項を記載した支給決定通知書及び受給者証を交付します。

⑥利用契約

支給決定を受けた人は、指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等と、決定内容に応じて利用契約を結びます。

⑦サービスの利用

サービスの利用を開始します。

⑧利用者負担額の支払い

利用者はサービスを利用後、サービス提供事業者に対してサービスに要する費用の原則1割の利用者負担額を支払います。ただし、世帯の所得状況に応じ、ひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

⑨障害福祉サービスの費用の請求

サービスに要する費用から利用者負担額を差し引いた額をサービス提供事業者、施設が市に請求します。（代理受領）

⑩障害福祉サービスの費用の支払い

市は内容を確認し、サービス提供事業者に介護給付費、訓練等給付費を支払います。

○障害福祉サービスの種類

サービスの種類	内容	障害支援区分
1 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1以上
2 重度訪問介護	重度の障がいでは行動上著しい困難があり、常に介護が必要な方に対し、入浴や家事等の生活全般の支援や外出時の総合的な援助を行います。入院中の方の意思疎通の支援も行います。	4以上
3 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方の外出時において同行し必要な援助を行います。	制限なし
4 行動援護	外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	3以上
5 療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練と療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	5以上
6 生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、日中に、入浴、排せつ、食事介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。	3以上（50歳以上の場合は区分2以上）
7 短期入所	自宅で介護する方が、病気等の場合に短期間（夜間も含め）施設で、入浴、排せつ、食事介護等を行います。	1以上

8 重度障害者等 包括支援	常に介護を要する障がい者で、意思疎通を図ることが著しく困難であり、寝たきりや行動上著しい制限を受けている状態にある場合に、居宅介護や短期入所等様々なサービスを包括的に提供します。	6
9 施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主に夜間において、入浴、排せつ、及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言と必要な日常生活上の支援を行います。	4以上（50歳以上の場合は、区分3以上）
10 自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーション、生活に対する相談や助言などを行います。	制限なし
11 自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談や助言などを行います。	制限なし
12 宿泊型自立訓練	地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に対し、居室の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や助言などを行います。	制限なし
13 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する原則65歳未満の障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	制限なし
14 就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	制限なし
15 就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な原則65歳未満の障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づく就労）	制限なし
16 就労継続支援 （B型）	一般企業等で雇用されていた方で、年齢や心身の状態等により就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約に基づく就労）	制限なし
17 就労定着支援	就労移行支援等を利用した後に通常の事業所に新たに雇用された障がい者で、6ヶ月以上就労を継続している方に対し、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談にのり、助言を行います。	制限なし

18 自立生活援助	障がい支援施設や共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者や単身生活等の方に対し、居宅での自立した生活を送るうえでの問題につき、定期的な巡回や訪問相談により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。	制限なし
19 共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常生活上の援助相談を行います。	制限なし
20 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または、精神科病院に入院している精神障がい者の住居の確保と、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談と必要な支援を行います。	制限なし
21 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	制限なし
22 計画相談支援 給付	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮して、利用する障害福祉サービスまたは、地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	制限なし

※支援区分のほかに、サービスごとに対象が細かく定められておりますので、詳しくはご相談ください。

○児童通所サービスの種類

サービスの種類	内容	対象年齢等
1 児童発達支援	身体、知的、精神に障がいのある児童、又は児童相談所等において療育が必要と認められた児童に対して、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	主に就学前の児童
2 保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児に対する指導経験者を派遣し、保育所の安定した利用を促します。	18歳到達まで
3 放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために訓練等を行い、自立を促進するとともに、放課後の居場所作りを推進します。	就学児～18歳到達まで

4 居宅訪問型児童 発達支援	重度の障がいがある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	18歳到達まで（児童発達や放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児）
5 障害児相談支援 給付	サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい児の心身の状況や、まわりの環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を考慮して、利用するサービス及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成します。	18歳到達まで

○利用者負担

障害福祉サービス利用料は原則Ⅰ割が自己負担となります。ただし、課税状況に応じた負担上限月額が設定されます。

所得区分		負担上限月額
一般Ⅱ	市町村民税課税世帯であって一般Ⅰ以外	37,200円
一般Ⅰ	市町村民税課税世帯（所得割16万円以下、障がい児にあっては28万円以下）	障害者 9,300円 障害児 4,600円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

(2) 高額障害福祉サービス等給付費等による払い戻し

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

問合せ先

同月・同一世帯内（世帯の範囲については、下記「世帯範囲」参照）における利用者負担額の支払総額が下記「基準額」を超えた場合に、世帯の負担を軽減する観点から、超過分の給付費支給（払い戻し）を行います。

○対象となる利用者負担額

- ①障害福祉サービス
- ②介護保険サービス（同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
（※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された額を除く。）
- ③補装具費（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
- ④障害児通所・入所サービス

○世帯範囲

対象者	合算対象となる世帯の範囲
18歳未満（障がい児）	保護者(※)と同一世帯の者 ※保護者が障がい者の場合は「保護者の配偶者」も含みます。
20歳未満の施設入所者	本人と同一世帯の者
18歳以上（障がい者） (20歳未満の施設入所者を除く)	本人とその配偶者

○基準額

区分		負担上限月額	基準額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	居宅で生活する障がい児 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28万円未満）	4,600円	4,600円
	20歳未満の施設入所者 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28万円未満）	9,300円	9,300円
	居宅で生活する障がい者 かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 16万円未満）	9,300円	37,200円
一般2	市町村民税課税世帯で一般1以外	37,200円	37,200円

※補装具費については、負担上限月額及び基準額ともに、生活保護・低所得は「0円」、一般1・一般2は「37,200円」になります。

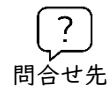
※合算対象となる世帯の範囲において負担上限月額が異なる場合は、一番高い負担上限月額に対応した基準額となります。

○その他

- ・申請は5年間遡ることができません。
（例：令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象）
- ・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。

(3) 介護保険サービスの利用負担の軽減

※新高額障害福祉サービス等給付費



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内における利用者負担額の

65歳に達する日前5年間にわたり、介護保

険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていた対象の方に対し、平成30年4月以降の障害福祉相当介護保険サービスの利用負担軽減を目的に給付費支給を行います。

○介護保険相当障害福祉サービス（以下のサービスが該当）

・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所

○障害福祉相当介護保険サービス（以下のサービスが該当）

・ 訪問介護 ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 短期入所生活介護
・ 小規模多機能型居宅介護

○対象者（下記の全てを満たす方）

- ① 65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。
- ② 65歳に達する日の前日及び申請時において、本人とその配偶者が市町村民税非課税世帯または生活保護受給世帯に該当すること。
- ③ 65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であったこと。
- ④ 65歳までに介護保険サービス（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む）を利用していないこと（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。）。

○その他

- ・ 申請は5年間遡ることができます。
（例：令和5年4月申請⇒平成30年5月以降の利用者負担額が対象）
- ・ 高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。
- ・ 障害福祉相当介護保険サービスに該当しないサービスの利用者負担額については、算定対象外となります。

(1) 補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方や難病患者等の方に対し、失われた身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の効率の向上を図るための補装具の購入等（購入費・借受費・修理費）に係る費用を支給します。

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○手続き

1. 申請 右記の書類を福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課へ提出	○必要な書類 (1) 申請書 (2) 補装具の見積書 (3) 医師意見書・処方箋等（詳細は次ページ参照） (4) 補装具の写真（修理時かつ外見で異常が分かる場合のみ） (5) マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写し （※市外に住所がある方で上記写しを提出いただけない場合は、別途、市民税課税証明書が必要になります。） (6) 身体障害者手帳の写し（身体障害者の方） (7) 特定疾患医療受給者証の写し（難病患者の方） （※診断書等の難病患者と確認できる書類でも可）
2. 支給決定	○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を送付
3. 発注～納品	○業者へ発注（契約）し、補装具を製作 ○業者から申請者へ納品 ○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う

○注意事項

- ・原則1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・補装具の種目によっては長崎こども・女性・障害者支援センター（以下、センター）による判定が必要となるため、申請から支給決定までに時間を要する場合があります。
- ・他の公的制度（医療保険、介護保険、戦傷病者援護、年金保険、公的扶助、労働災害補償）が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ・難病患者等であって身体障害者手帳を取得されている方は、身体障害者手帳での申請となります。
- ・支給決定より先に補装具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- ・申請に必要な申請書、医師意見書・処方箋の様式は、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。

○申請に必要な医師意見書・処方箋等 ※修理時は原則不要です。

	補装具種目	医師 意見書 ※1	処方箋	その他必要な 様式・書類等	支給決定に要す る期間(目安)
1	殻構造義手	様式 3	様式 4	—	4 週間程度
2	殻構造義足		様式 5	—	
3	骨格構造義手(18 歳以上)	—	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
4	骨格構造義足(18 歳以上)	—	—		
5	骨格構造義手 (18 歳未満又は直接判定が困難な場合)※3	様式 3 ※4	様式 6	様式 33	8 週間以上
6	骨格構造義足 (18 歳未満又は直接判定が困難な場合)※3		様式 7		
7	上肢装具	様式 3	様式 8	—	4 週間程度
8	下肢装具・靴型装具		様式 9	—	
9	体幹装具		様式 10	—	
10	姿勢保持装置(18 歳以上)	—	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
11	姿勢保持装置(18 歳未満)	様式 11	様式 12	—	4 週間程度
12	歩行補助つえ(一本つえを除く)	—	—	—	2 週間程度
13	歩行器	様式 35	—	—	4 週間程度
14	車椅子(レディメイト)(介助用 機構加算なし)	—	—	—	2 週間程度
15	⇒ 上記のうち、心臓機能障害の場合	様式 14	様式 16	—	4 週間程度
16	⇒ 上記のうち、呼吸器機能障害の場合	様式 15	様式 16	—	4 週間程度
17	車椅子(No. 14～16 以外)(肢体不自由)	様式 13	様式 16	—	2～4 週間程度
18	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	—	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
19	車椅子(No. 14～16 以外)(心臓機能障害)	様式 14	様式 16	—	2～4 週間程度
20	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	様式 14	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
21	車椅子(No. 14～16 以外)(呼吸器機能障害)	様式 15	様式 16	—	2～4 週間程度
22	⇒ 上記のうち、施設入所中の場合	様式 15	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
23	電動車椅子(18 歳以上・肢体不自由)	—	—	カタログ・仕様書等※2	8 週間以上
24	電動車椅子(18 歳以上・心臓機能障害)	様式 18	—		
25	電動車椅子(18 歳以上・呼吸器機能障害)	様式 19	—		
26	電動車椅子(18 歳未満・肢体不自由)	様式 17		—	4 週間程度
27	電動車椅子(18 歳未満・心臓機能障害)	様式 18		—	
28	電動車椅子(18 歳未満・呼吸器機能障害)	様式 19		—	
29	車載用姿勢保持装置	様式 35	—	—	4 週間程度
30	起立保持具(18 歳未満)		—	—	
31	頭部保持具(18 歳未満)		—	—	
32	視覚障害者安全つえ	—	—	—	2 週間程度
33	義眼	様式 24	—	—	2 週間程度
34	眼鏡		—	—	
35	補聴器	様式 25	—	カタログ・仕様書等	4 週間程度
36	人工内耳用音声信号処理装置(修理)	—	—	様式 36	2 週間程度
37	重度障害者用意思伝達装置	様式 22	様式 23	—	4 週間程度

※1) 医師意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師が作成する必要があります。指定医師の確認をされたい場合は、福祉総務課障がい班までご連絡ください。

※2) 必須ではないため、もし、ご準備いただければ、ご提出ください

※3) センターが申請者本人の状態を直接確認することが困難な場合。

※4) 直接判定が困難な場合、申請書に添付する意見書は「国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を終了している医師」が作成した意見書。

※5) 施設入所中の場合は、直接判定（センターが申請者本人の状態を直接確認すること）となります。

※注) 特例補装具申請時は別途「様式 25」が必要になるほか、支給決定まで目安以上の機関を要する場合があります。

○補装具毎の交付の目安

区分	種目	交付の目安	耐用年数
義手	肩義手	肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の短断端切断者	3～4
	上腕義手	上腕切断者	3～4
	肘義手	肘関節離断者、肘関節近位切断者	3
	前腕義手	前腕切断者	3
	手義手	手関節離断、手根部を残した手部切断者	3
	手部義手	手根部切断者	1～3
	手指義手	指切断者	1～2
義足	股義足	片側骨盤切除、股関節離断、大腿の極短断端者	4
	大腿義足	大腿切断者	3～5
	膝義足	膝関節離断者	3～5
	下腿義足	下腿切断者	2
	果義足	踵切断(サイム切断)者	2
	足根中足義足	足部切断者(ピロゴフ切断・ショパール切断・リスフラン切断・中足骨切断等)	1～2
	足指義足	足指切断者	1
上肢装具	手背屈装具	脳性麻痺、脳卒中で手関節の掌屈変形があり、背屈位に保持する必要があるもの	3
	肘装具	肘関節の運動不能又は動揺があり、肘関節を一定の位置に保ち、運動を制限する必要があるもの	2～3
	B. F. O (食事動作補助器)	脊髄性小児麻痺(ポリオ)、筋ジストロフィー等で、上肢筋力が著しく低下しているもの	3
下肢装具	長下肢装具	ポリオ、脊髄損傷等にて下肢による支持性をほとんどなくしたもの	3
	短下肢装具	脳卒中、ポリオ、脊髄損傷、腓骨神経麻痺、脳性麻痺等で、足が内反尖足等のもの	2～3
	足底装具	脳性麻痺、外反足等による足の変形や脚長差(左右の足の長さの差)のあるもの	2
	股装具	股関節運動の固定や運動制限が必要なもの	2～3
	膝装具	膝関節の動揺、膝反張のあるもの	2～3
靴型装具		脳性麻痺、リウマチ等による足の変形があるもの	2
体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具	カリエス、脊髄損傷、ポリオ、側弯症等で、脊柱の固定、支持の必要なもの	2～3
	側弯症装具		1～2
姿勢保持装置		体幹及び四肢の運動障害により座位保持困難なもの	3
歩行補助つえ	松葉杖	歩行不安定なもの	2～4
	多脚杖	杖による歩行が不安定なもの	4
	ロフストランドクラッチ、カナディアンクラッチ	手による支えの不十分なもの	
	プラットホーム杖	リウマチ等杖が必要だが、握力が弱いため、前腕部による体重支持が必要なもの	

区分	種目	交付の目安	耐用年数
車椅子	自走用	1) 下肢、体幹機能障害 1、2 級のもの (3、4 級は別に理由書(任意様式)が必要) 2) 入院中の場合は、1 か月以内に退院予定があること。 3) 施設入所中の場合は原則来所判定 4) 介助用は、内部障害(心臓・呼吸器)の 1 級で歩行による 【各機構加算】 ●リクライニング機構 ①頸椎損傷等で座位姿勢の持続により低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要があるもの ②四肢・体幹機能障害により運動制限が著明で、座位を長時間保持できないもの ③股関節拘縮や強直があるもの ●ティルト機構 脳性麻痺・頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や関節拘縮により長時間の座位保持が困難なものであって、自立姿勢変換が困難なもの ●ティルト・リクライニング機構 リクライニング機構及びティルト機構の要件を満たすもので、それぞれ単独では座位保持等の目的が果たせないもの ●リフト機構 車椅子移乗時に介助が必要だが、当該機構を使用することで自力乗降が可能となり真にやむを得ない事情が認められるもの	6
	介助用	【駆動輪・主輪加算】 ●片手駆動 ①片麻痺で、非麻痺側での片手片足による操作ができない、または三肢麻痺障害のあるもの ②片麻痺等で、健肢に相当程度の握力があり、効果的に操作が可能なもの (注意) 操作が難しいため、利用できるものは限定される ●レバー駆動 歩行困難で、片上肢機能障害があるもの。 (注意) 操作が難しいため、利用できるものは限定される	

区分	種目	交付の目安	耐用年数
電動車椅子	標準形 (低速用 4.5 km/h 以下・ 中速用 6 km/h 以下)	学齢時以上 1) 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代償できない者 2) 歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者（内部疾患・難病の医学的所見が必要） （適正）日常生活において、視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者 （知識）歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・順守することが可能な者 （操作能力）基本操作、移動操作を円滑にできる者 ※各種機構加算は車椅子と同様	6
	簡易型（切替式、アシスト式）		
歩行器		下肢麻痺や筋力低下で歩行器によらないと歩行が困難なもの	5
重度障害者用意思伝達装置		1) 両上下肢の機能全廃及び言語機能喪失したもので、コミュニケーション手段として必要があると認められるもの 2) 進行性疾患で、近い将来同等の障がいをする可能性が高いと医学的に認められるもの 3) 難病患者等については、音声、言語機能障害及び神経筋疾患であるもの	5

区分	種目	交付の目安		耐用年数
義眼	レディメイド	無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とするもので、義眼の装着により容姿の改善が図られるもの		2
	オーダーメイド			
眼鏡	矯正用	屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正眼鏡にて視力が改善されるもの		4
	遮光用	羞明があり、その軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないもの		
	コンタクトレンズ	強度の屈折異常や角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られるもの		
	弱視用	矯正眼鏡やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視めがねにより対象物を拡大してすることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれるもの		
	※難病患者等に限って身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となります。			
視覚障害者安全つえ		視力の低下や視野狭窄により安全つえがなければ歩行の安全を図れないもの		2～5
補聴器	高度難聴用 (ポケット型、耳かけ型)	概ね聴力 90 d B 以下 両耳の語音明瞭度 50 % 以下 (4 級、6 級相当)	両耳申請については、職業上もしくは教育上必要性があるもの(理由書が必要)	5
	重度難聴用 (ポケット型、耳かけ型、ワイヤレス補聴援助システム)	概ね聴力 90 d B 以上 (2 級、3 級相当) 90 d B 以下で重度難聴用を選択するときは医師の意見が必要		
	耳あな型 (レディメイド、オーダーメイド)	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で、真に必要なもの。オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能なもの。 (理由書が必要)		
	骨導式 (ポケット型、眼鏡型)	伝音性難聴で耳漏が著しいもの、又は外耳閉鎖症で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難なもの		
人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）		人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断しているもの		—
車載用姿勢保持装置		自力で座位姿勢を保持できないもの		3
児童のみ	起立保持具	自力で起立姿勢を保持できないもの		3
	排便補助具	座位による排便が困難なもの		2

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器等購入費助成事業



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の聴覚障がいのある児童に、補聴器等の購入費用の一部を助成します。

○対象者（次の全てを満たす方）

- ・雲仙市内に住所を有する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上である方
（※指定医師が認める場合はその限りではありません）
- ・身体障害者手帳の対象者でない方
- ・補聴器の装用により言語の習得等一定の効果があると指定医師に判断された方

○助成額

下の表に掲げる「基準価格」または「補聴器購入に係る費用」のいずれか低い方の金額の2/3（※千円未満切捨）

○申請手続き

以下の書類を添えて、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課へ提出してください。

- (1) 交付申請書 (2) 指定医師意見書（※聴力検査を経て作成したもの）
(3) 見積書 (4) 仕様書またはカタログの写し

○基準価格

補聴器の種類	1台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	44,000 円	補聴器本体(電池を含む。) ※イヤホンが必要な場合は、加算するものとする。 ※耳かけ型で補聴援助システムを必要とする場合は、受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が 232,700 円の範囲内でそれぞれ必要な額を加算すること。 ※補聴援助システムの電波方式は、限定しない。 ※オーディオチューを必要とする場合は、5,250 円の範囲内で必要な額を加算すること。	原則 5 年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	46,400 円		
高度難聴用ポケット型	44,000 円		
高度難聴用耳かけ型	46,400 円		
重度難聴用ポケット型	59,000 円		
重度難聴用耳かけ型	71,200 円		
耳あな型(レディメイト)	92,000 円	補聴器本体(電池を含む。)	
耳あな型(オーダーメイド)	144,900 円		
骨導式ポケット型	74,100 円		
骨導式眼鏡型	126,900 円	補聴器本体(電池を含む。) ※平面レンズが必要な場合は、加算するものとする。	

(3) 日常生活用具費の給付

 福祉総務課障がい班
 問合せ先 市役所総合窓口課
 各総合支所地域振興課

原則、在宅で重度の障がいがある方を対象に、日常生活を容易にするための用具の購入等に係る費用を給付します。必要な場合は事前にご相談下さい。(※用具の種目は34ページ以降を参照)

○手続き

1. 申請 右記の書類を福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課へ提出	○必要な書類 (1) 申請書 (2) 医師意見書(「☆」の種目の場合必要) (3) 見積書、カタログの写し (4) 事前確認書(「★」の種目の場合必要) (5) 身体障害者手帳または療育手帳の写し (6) 特定疾患医療受給者証の写し(難病患者の方) ※診断書等の難病患者と確認できる書類でも可 (7) 市民課税証明書(18歳未満の場合は世帯全員分) ※申請年(申請日が1月1日～6月30日の場合は、申請年の前年)の1月1日時点で市外に住所があった方のみ
2. 給付決定	○申請者及び業者へ決定通知書及び給付券を送付
3. 納品	○業者から申請者へ納品 ○自己負担がある方は、納品時に業者へ支払う

○注意事項

- ・原則、1割が自己負担となります。ただし、所得に応じた負担上限月額が設定されます。
- ・他の公的制度(介護保険等)が利用できる場合は、他の制度が優先適用されます。
- ・給付決定より先に用具を購入された場合の追認はできません。必ず事前に申請が必要です。
- ・申請に必要な申請書及び医師意見書の様式は、福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課にあります。
- ・ストーマ装具、紙おむつ及び人工内耳用電池(充電電池を除く)については、給付対象月の最終開庁日の1週間前が申請期限となります。
 <例>4月分の申請⇒申請期限:4月23日(※最終開庁日が4月30日の場合)
- ・住宅改修費給付については、申請時及び請求時に図面や写真等の添付資料が必要です。
- ・人工内耳体外機(音声信号処理装置)については、買い替えのみが給付の対象となり、給付の際、給付を受けた人工内耳体外機に対する損害保険会社の損害保険等への加入及び損害保険等の証書(写し)の提出が必要です。

○特記事項

- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱います。
- ・脳血管障害等による一上下肢機能障害の場合は、表中の体幹機能障害に準じ取り扱います。
- ・聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用眼覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
- ・「身体障害児」及び「知的障害児」とは、18歳未満をいいます。
- ・価格には、消費税相当額(1円未満は切り捨て)を含みます。

○日常生活用具種目

区分	種目	障害及び程度	性能等	耐用年数	限度額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者 (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	(1)下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。） (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
		(1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）で、原則として３歳以上のもの (2)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で、原則として３歳以上のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの		
	特殊尿器	(1)下肢又は体幹機能障害１級の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの（常時介護を要する者に限る。） (2)難病患者で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として３歳以上のもの（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で原則として学齢児以上のもの（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。） (2)難病患者で寝たきりの状態にあるもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000

介護・訓練支援用具	移動用リフト	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として３歳以上のもの (2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で、原則として３歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	５年	33,100
	訓練用ベッド	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児） (2)難病患者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	８年	159,200
自立支援用具	入浴補助用具	(1)下肢又は体幹機能障害者（児）であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として３歳以上のもの (2)難病患者で入浴に介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,000 (1世帯当たりの限度額)
	便器	(1)下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で常時介護を要するもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 手すりを付けた場合は、5,400円増しとする。	８年	4,450
	特殊便器	(1)上肢障害２級以上の身体障害者（児） (2)難病患者で上肢機能に障害のあるもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	151,200
		(1)障害の程度が重度又は最重度の知的障害者（児）であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (2)上肢機能障害２級以上の身体障害児で、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害児（者）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		

自立支援 用具	歩行補 助杖 (T字 状・棒 状のつ え)	身体障害者(児)で、歩行の不安 定なもの	形状：木材(十分な強度を有 するもの 外装：ニス塗装 外装に一部夜光材付と した場合は410円、全 面夜光材付とした場合 は1,200円又は白色又 は黄色ラッカーを使用 した場合は、260円増 しとする。	3年	2,200
			形状：軽金属 外装：塗装なし 外装に一部夜光材付と した場合は410円、全 面夜光材付とした場合 は1,200円又は白色又 は黄色ラッカーを使用 した場合は、260円増 しとする。	3年	3,000
	歩行支 援用具 (移動 ・移乗 支援用 具)	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能に障害を有し、家庭内の移 動等において介助を必要とする 身体障害者(児)で、原則とし て3歳以上のもの (2)難病患者で下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有 する手すり、スロープ等であ ること。 ア 障害者(児)の身体機能 の状態を十分踏まえたもの であって、必要な強度と安 定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動 作の補助、移乗動作の補 助、段差解消等の用具とす る。 ※ただし、設置に当たり住宅 改修を伴うものを除く。	8年	60,000
頭部保 護帽		(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能に障害を有する身体障害者 (児)で立位又は歩行が不安定で 頻繁に転倒するもの (2)てんかんの発作等により頻繁に 転倒する知的障害児(者)	標準型 転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの	3年	12,524
			オーダーメイド型A 転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの(スポンジ、革 を主材料に製作したもの)	3年	15,656
			オーダーメイド型B 転倒の衝撃から頭部を保護 できるもの(スポンジ、 革、プラスチックを主材料 に製作したもの)	3年	37,653

自立支援 用具	火災警 報器	(1)障害等級２級以上の身体障害者 (児)で、火災発生の感知及び 避難が著しく困難な障害者 (児)のみの世帯及びこれに準 ずる世帯 (2)障害の程度が重度又は最重度の 知的障害者(児)で、火災発生 の感知及び避難が著しく困難な 障害者(児)のみの世帯及びこ れに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により 感知し、音又は光を発し屋外 にも警報ブザーで知らせ得る もの(1世帯2台を限度とす る。)	8年	15,500
	自動消 火器	(1)障害等級２級以上の身体障害者 (児)で火災発生の感知及び避 難が著しく困難な障害者(児) のみの世帯 (2)障害の程度が重度又は最重度の 知的障害者(児)で、火災発生 の感知及び避難が著しく困難な 障害者(児)のみの世帯及びこ れに準ずる世帯 (3)難病患者で火災発生の感知及び 避難が著しく困難な難病患者等 のみの世帯及びこれに準ずる世 帯	室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消火液を噴射 し、初期火災を消火し得るも の(1世帯2台を限度とす る。)	8年	28,700
	電磁調 理器	視覚障害者２級以上の身体障害者 (視覚障害者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得 るもの(1世帯1台を限度と する。)	6年	41,000
		障害の程度が重度又は最重度の知 的障害者で18歳以上のもの	知的障害者が容易に使用し得 るもの(1世帯1台を限度と する。)		
	歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害２級以上の身体障害者 (児)で、原則として学齢児以上 のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	聴覚障害２級の身体障害者(聴覚 障害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯で日常生活上必要と認めら れる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等によ り知覚できるもの	10年	87,400 (1世帯 当たりの 限度額)

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（児）であって、原則として３歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500
	ネブライザー（吸入器）（☆※１）	(1)呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	36,000
	電気式たん吸引器（☆※１）	(1)呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者で原則として学齢児以上のもの (2)難病患者で呼吸器機能に障害のあるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者で人工呼吸器の装着が必要なもの	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	５年	157,500
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（１世帯１台を限度とする。）	５年	9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの（１世帯１台を限度とする。）	５年	18,000
	非常用電源装置（☆）（★）	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号）第２条第２項に規定する医療的ケア児であって、在宅で人工呼吸器の装着が必要なもの	人工呼吸器を動作させることができる非常用バッテリー等で、事前の動作テスト等により動作確認が行われたもの	10年	330,000

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	98,800
	情報・通信支援用具	上肢障害 2 級以上又は視覚障害 2 級以上の身体障害者で情報機器の使用により社会参加が見込まれる者	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの（一般に使用されるソフトは除く。）	6 年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上、かつ、聴覚障害 2 級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6 年	383,500
	点字器	視覚障害者（児）で必要があるもの	標準型 A 32 マス 18 行、木製（点筆附属）	7 年	10,712
			標準型 B 32 マス 18 行、プラスチック製（点筆附属）	7 年	6,798
			携帯型 A 32 マス 4 行、アルミニウム製（点筆附属）	5 年	7,416
			携帯型 B 32 マス 4 行、プラスチック製（点筆附属）	5 年	1,700
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として就学若しくは就労しているか、又は就労が見込まれるもの	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの	録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	85,000

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの	再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	６年	35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	６年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器（★）	視覚障害者（児）であって本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害者２級以上の身体障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	５年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの（取付工事費等、機器の設置により発生する周辺経費は、自己負担）	６年	88,900

情報・意思疎通支援用具	人工内耳用電池	人工内耳装用者	人工内耳用体外機に適合し得る電池又は充電電池		月額 2,500
	人工内耳用充電器	人工内耳装用者	専用充電機に適合し得る専用充電器であって、対象者が容易に使用し得るもの	3年	25,000
	人工喉頭	音声機能又は言語障害のある者で喉頭摘出術後のもの	笛式 吸気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付は3,193円増しとする。）	4年	5,150
			電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	72,203
排泄管理支援用具	ストマ用装具	人工膀胱、人工肛門で腹壁から排尿便があり、採尿便の袋を装着する必要がある者	蓄便袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤を含む。）		8,858
			蓄尿袋（1箇月分） 低刺激性の粘着材を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤を含む。）		11,639
	紙おむつ（☆※2）	次のいずれかに該当する者 (1)乳幼児期以前（おおむね3歳以前）に非進行性の脳病変によってもたらされた運動機能障害で、脳性麻痺等による肢体の機能障害の1級又は2級の者で、便意若しくは尿意の意思表示が困難であり、恒久的に紙おむつを必要とするもの（おおむね3歳以降のもの） (2)次に掲げる要件の全てに該当する者。ただし、有料老人ホーム、グループホーム等の施設等利用者を除く。 【次ページに続く】	紙おむつ（1箇月分） 障害者（児）が容易に使用し得るもので、月額であること。 （洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品を含む。）		12,000

排泄管理 支援用具	紙おむつ (☆※2)	ア 障害の程度が重度又は最重度の知的障害者(児)であること。 イ 医師の意見書により、便意又は尿意の意思表示が困難な者で紙おむつを必要とすることが明らかなるものであること。 ウ 3歳以上の者であること。ただし、医師の診断書等により特段の事情があると認められる場合は、3歳未満の者も対象とすることができる。			
	収尿器	膀胱機能又は下肢機能若しくは体幹機能障害者(児)であって、常時失禁状態であるもの	普通型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	1年	男性用 7,931 女性用 8,755
			簡易型 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもので、ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管つきのもの(採尿袋20枚を1組とする。)	1年	男性用 5,871 女性用 6,077
点字図書 給付事業	点字図書	視覚障害者であって、主に情報の入手を点字によって行っている者	月間や週間等で発行される雑誌を除く。 年間6タイトルまたは24巻を限度とする。 (辞書等の一括購入を除く)	—	—
住宅改修 給付事業	住宅改修	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する重度身体障害者(児)であって障害程度級3級以上の者または、難病患者であって下肢もしくは体幹機能に障害のあるものとする。 ただし、特殊便器への取替は上肢障害2級以上のものとする。	手すり設置・段差解消・滑り止め・扉の変更・洋式便器への取替及びそれに付帯して必要とある住宅改修	1回のみ	200,000
人工内耳 体外機給付事業	人工内耳体外機 (☆)	人工内耳を装用している聴覚障害者(児)	人工内耳体外機のうち、音声信号処理装置に限る。費用の一部が医療保険及び損害保険の対象となる場合は、給付を行わない。	5年	1,100,000

※1) 呼吸器機能障害3級以上の場合は不要。

※2) 初回申請時に必要。また、医師意見書の「再認定の要否」において「要」と記載がある場合は、指定された年度に再度医師意見書の添付が必要

（４）家族介護用品（紙おむつ等の助成券）



問合せ先

福祉支援課介護予防班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持されており、かつ寝たきりの状態にある方を自宅で介護している方に対して、紙おむつ等の家族介護用品の購入費を助成します。

○対象者（次の全てを満たす方）

- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持されている方で寝たきりの状態にある方を在宅で介護している方
- ・１月のうち１６日以上在宅で介護をしている方
- ・市内に住所を有する方（介護が必要な方、介護をしている方ともに）

○助成額

- ・月７，０００円
- ・該当者には助成券を交付しますので、その券を市が指定した薬局でご使用ください。

○対象の家族介護用品

- | | | |
|----------------------------|-----------------|------------|
| １．紙おむつ | ２．おむつ用防臭袋 | ３．リハビリパンツ |
| ４．尿とりパッド | ５．使い捨て手袋 | ６．濡れティッシュ |
| ７．清拭剤 | ８．ドライシャンプー | ９．口腔ケアスポンジ |
| １０．口腔ケアウェットティッシュ | １１．ポータブルトイレ用消臭剤 | |
| １２．尿取りシート（使い捨て） | １３．とろみ剤 | |
| １４．入れ歯ケア用品（義歯用ブラシ、洗浄剤、安定剤） | | |
| １５．エプロン（使い捨て） | | |

○注意事項

- ・寝たきりの状態とは、「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体である」または、「一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する」状態のことを指します。
- ・助成券を使用した後に、該当にならないことが判明した場合には、返金いただくことがあります。

○申請手続き

- ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。
- ・福祉支援課介護予防班、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課で手続き可能です。
- ・窓口にて聴き取り調査をさせていただきますので、５～１０分程お時間をいただきます。
- ・申請は毎年必要です。対象の方には３月頃に更新に必要な書類を送付いたします。

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある方やその家族から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助及び関係機関との連絡調整を行います。相談は無料です。まずはお電話ください。
(※毎月1回、巡回相談も行っています。)

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

○委託先

「BRIDGEはあと」(社会福祉法人 南高愛隣会)
雲仙市愛野町乙493番地6 (電話：0957-36-3850)

○令和7年度障がい者巡回相談

- ・実施日時：原則、毎月第2月曜日の13:30～16:00
(第2月曜日が祝日の場合は翌週実施 ※詳細日程は下記参照)

日程	実施地区	日程	実施地区
令和7年4月14日	南串山	令和7年10月20日	小浜
令和7年5月12日	国見	令和7年11月10日	南串山
令和7年6月9日	瑞穂	令和7年12月8日	国見
令和7年7月14日	吾妻	令和8年1月19日	瑞穂
令和7年8月4日	愛野	令和8年2月9日	吾妻
令和7年8月25日	雲仙	令和8年3月9日	愛野
令和7年9月8日	千々石		

(2) 地域活動支援センター

障がいのある方々が集い、軽作業やレクリエーション、調理実習などを行うことにより、仲間づくりや地域との交流を促進します。自己負担は原則無料です。ただし、調理実習等の材料代は実費負担となります。

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

○委託先

「ウェルカム社おばま」(社会福祉法人コスモス会)
雲仙市小浜町富津846 (電話：0957-75-0808)

(3) 日中一時支援事業

障がいのある方（児童）の日中活動の場を提供し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○対象者

自宅等で生活されている障がいのある方（児童）で障害程度区分が「Ⅰ」以上と判定された方。

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○サービスの決定

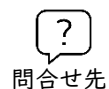
申請に基づき、障がい者の程度区分や介護を行う方の状況等を勘案し、サービスの種類、支給量を決定します。

○利用料

原則Ⅰ割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な在宅の障がいのある方（児童）が、外出される際付き添いのヘルパーを派遣します。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○サービスの決定

申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

○利用料

原則Ⅰ割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(5) 通学支援事業



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

特別支援学校へ通学する児童に対して、ガイドヘルパーが付き添い公共交通機関等(※)を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。

※公共交通機関等 …… 通学方法については、特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運送（タクシー）等が利用できます。

○支援の種類

- ①個別支援型 1人のガイドヘルパーが1人の対象者に同行し、支援を行う。
- ②グループ支援型 安全性の確保できる範囲において、1人のガイドヘルパーで対象者複数名の支援を行う。
- ③車両移送型 市が委託するバス事業者において車両を運行し、上記①及び②の対象者に対して、市内から特別支援学校まで決まった経路で移送を行うことにより支援を行う。（ガイドヘルパー同行支援の利用が条件）
※令和5年度運行事業所：「雲仙観光株式会社」
※令和5年度運行先：「長崎県立島原特別支援学校」

○申請、利用手続き

- ・利用申請前に、移動支援を行う事業所へ利用計画等について、ご相談をお願いします。
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。
- ・申請に基づき、支給（利用）の可否やサービス利用の必要時間数を決定します。利用決定後に、市から受給者証の発行を受け、事業を実施している事業所と契約を結ばれた後に、利用開始となります。

○利用料

- ・利用者においては、原則1割が自己負担です。
- ・ただし、世帯の課税状況により負担上限月額が設定されます。

(6) 雲仙市障害者地域生活支援拠点事業

 福祉総務課障がい班
問合せ先 BRIDGE はあと（委託先）
TEL:080-6862-3418

地域生活支援拠点事業は、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市が委託する相談支援事業所等を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

○事業内容

①相談[24時間365日相談体制]

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談、その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ対応

短期入所施設等を活用し、介護者の急病や冠婚葬祭等の他、障がい者の状態変化に伴う緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等が必要な場合に対応を行います。

○対象者

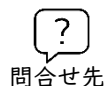
障がい等により、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方など、以下の方が対象になります。

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ②診断書による認定で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- ③指定難病など障害者支援法の対象疾病に罹患している方
- ④発達障がいのある方

委託先	BRIDGE はあと（社会福祉法人 南高愛隣会）
住所	雲仙市愛野町乙493番地6
電話番号	080-6862-3418
開業時間	8時30分～17時00分（※緊急時の相談については24時間対応）
休業日	土日祝日、12月29日～1月3日 （※緊急時の相談については年中無休）
利用料金	相談：無料 緊急時の一時受け入れ：障害福祉サービスの利用となるため、利用者負担額が発生する場合があります。詳しくはご相談ください。
利用方法	電話、来所
備考	「緊急」とは、家族等養護（介助）者の疾病等による急な不在や精神的不安等に伴う一時的な避難などを想定しています。

(7) 自発的活動支援事業

発達障害児（者）、引きこもり、不登校児などやその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を実施しています。



問合せ先

福祉総務課障がい班
ぴあサポートうんぜん
代表 草野友一（委託先）
TEL:070-8382-2773

- 主な活動 : ピアカウンセリング、講師を招いての勉強会、当事者の「何かできること」「何かしたいこと」探しと手助け
- 対象 : 発達障害児（者）、引きこもり、不登校児、左記の家族や親族
- 曜日 : 毎月 第3日曜日
- 時間 : 13時30分～15時30分
- 場所 : 雲仙市愛の夢未来センター
- その他 : 申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

(8) 意思疎通支援事業

（手話通訳者、要約筆記奉仕員等の意思疎通支援者を派遣）

聴覚障害者又は、障がい者の家族、支援者、介助者及び法定代理人等へ意思疎通支援者を派遣します。



問合せ先

福祉総務課障がい班
（※兼申し込み先）

○派遣の申請

福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書を窓口で提出していただくか、FAXで福祉総務課障がい班へ送信してください。

○意思疎通支援者の派遣内容

聴覚障害者等が日常生活及び社会生活を営むために必要な場合。ただし社会通念上派遣することが好ましくないとする内容及び公共の福祉に反すると認める内容を除きます。

○意思疎通支援者の派遣決定通知

手話通訳者、または要約筆記者が決まり、派遣が決定した場合は、決定通知をお送りいたします。当日は、指定の場所で待ち合わせの上、ご利用ください。

○利用料／事前予約

利用料は無料、ただし原則7日前までに申し込みが必要です。

○申し込み先

福祉総務課障がい班（FAX：0957-36-8900）

※市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課の窓口で申請書をお預けいただくことも可能です。

(9) 視覚障害者生活訓練事業

視覚に障がいのある方に、日常生活に必要な訓練及び指導等を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市社会福祉協議会(委託先)
TEL: 0957-37-2855

○委託先

「社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会」
雲仙市千々石町戊762番地(電話: 0957-37-2855)

○訓練内容

- ・歩行訓練、点字等の習得訓練(利用料: 無料)

○申し込み

- ・雲仙市社会福祉協議会(委託先)へご連絡いただくか、同協議会各窓口にてお申し出ください。

○その他

- ・訓練の参加の有無にかかわらず、視覚に障がいのある方やボランティアとの交流会のみでも参加できます。
- ・市内は無料送迎を行います。

(10) 声の広報等発行事業

視覚に障がいのある方(身体障害者手帳(視覚障害)の認定を受けている方)に、市広報紙等をCDに録音した『声の広報(※)』を、毎月無料配布(郵送)しています。配布を希望される方は、登録が必要ですので、身体障害者手帳をご持参の上、福祉総務課障がい班へ申し込んでください。

また、福祉総務課障がい班(福祉事務所内)や各地区図書館(室)にも貸し出し用(貸出期間: 2週間)のCDがありますので、ご利用ください。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

※『声の広報』…雲仙市が「雲仙市音声訳会やまぼうし」へ委託し、音声読み上げのCDを作成しています。

- ・広報うんぜん
- ・雲仙市議会だより
- ・やまぼうし(季節・地域の情報) 他

(1 1) 自動車運転免許取得費の助成



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳（障害等級表Ⅰ級～Ⅳ級）の
交付を受け、運転免許の取得により就労・就学が
見込まれる方などに対し、自動車運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。

○対象経費

自動車学校教習料など免許取得にかかる下記の費用

（年度内の交付・免許取得・実績報告・助成が可能な場合に対象）

・入学金 ・教習料 ・教習コース使用料 ・技能検定料 ・受験料

○助成額

対象経費の３分の２の額（千円未満切捨／上限額：１０万円、千円未満切捨）

○申請書類等

免許取得の訓練開始前に、福祉総務課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（１）～（３）及び（８）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

- （１）交付申請書
- （２）自動車運転免許取得事業計画書
- （３）自動車運転免許取得収支見積書
- （４）身体障害者手帳の写し
- （５）運転適性相談結果票の写し（※）
※発行については運転免許試験場までお問合せください。
- （６）施設入所中の場合は、事業の要否に関する当該施設長の意見書（任意様式）
- （７）市外の学生の場合は、在学証明書
- （８）市内在住の方は、課税額調査同意書
- （９）市外在住の方は、所得証明書等の所得金額が確認できる書類

○実績報告（事業終了後３０日以内、または年度最終日までに提出）

免許取得後、実績報告書・収支決算書・取得した自動車運転免許証の写し、自動車学校（教習所）での免許取得の領収書を提出してください。

○その他

- ・世帯の所得により、助成対象外となる場合があります。（所得制限額あり）
- ・市外在住の方が申請される場合、上記申請書類とは別に追加で書類提出をお願いする場合があります。
- ・申請より先に訓練を受けられた場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、各費用の支払いや免許取得の手続きを行ってください。通知前に事前着手した場合、助成対象外となります。

(12) 自動車改造費の助成



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の障害等級表の肢体不自由

1級、2級の方が仕事などのために、自動車の「ハンドルに握りをつける、ブレーキやアクセルを手動にする」などの改造をする場合に、改造費用の一部を助成します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方です）

- ・市内在住の方で身体障害者手帳の障害等級表の上肢機能障害、下肢または体幹機能障害1級、2級の方。（総合級ではありません。）
- ・仕事などに使うため、障がい者本人が所有し、運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を改造する方。（トラックや商用車は除く）

○助成額

10万円を限度に、改造に要した費用

（年度内の交付・改造・実績報告・助成が可能な場合に対象）

○申請書類等

車両の改造前に、福祉総務課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（1）～（2）及び（8）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

- | | |
|--------------------|---------------|
| （1）交付申請書 | （2）自動車改造事業計画書 |
| （3）自動車改造にかかる費用の見積書 | （4）身体障害者手帳の写し |
| （5）改造前の車両の写真 | （6）自動車検査証の写し |
| （7）申請者の運転免許証 | （8）課税額調査同意書 |

○実績報告（事業終了後30日以内、または年度最終日までに提出）

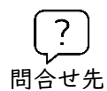
- （1）自動車改造事業完了届（様式第8号）
- （2）改造後の状況を示す写真
- （3）改造に要した費用の領収書

○その他

- ・世帯の所得により、助成対象外となる場合があります。（所得制限額あり）
- ・申請より先に改造された場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、車両の改造や各費用の支払い等を行ってください。通知前に事前着手した場合、助成対象外となります。
- ・改造助成後、5年間は自動車の譲渡、交換、貸付、又は担保にしてはなりません。（判明した際は、全額または一部の返還金を求める場合があります。）

(1) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方で、親族等の身寄りがない場合などにおいて、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



問合せ先

福祉総務課障がい班
（知的障害、精神障害）
福祉支援課相談支援班
（認知症）
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

成年後見制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」の2つの制度があります。また、法定後見には、後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

法定後見制度においては、下記事業内容による支援・助成がありますので、雲仙市社会福祉協議会（中核機関）、司法書士、行政書士、法律事務所や各種関係機関などを介する、または上記問い合わせ先などへご相談ください。

○事業内容

(1) 後見開始等審判申立てに関する支援

本人や配偶者、4親等内の親族による申立てが期待できず、本人に成年後見人等をつけなければ本人の福祉が損なわれる場合で、各種要件を満たした場合に市長が申立てを行います

(2) 審判申立てに係る収入印紙代等の助成

市長が申立てを行った方で、家庭裁判所の審判により申立て費用が申立人の負担とされた場合などで、申立て費用を負担します。（本人が負担となる場合もあります。）

(3) 成年後見人等に対する報酬等の助成

本人が、成年後見人等に対する報酬支払が資金的に難しく、各種要件を満たした場合に、報酬助成の支援を行っています。

○成年後見人等の役割・仕事

※成年後見人等は、類型（後見・保佐・補助）に応じて、「取消権」「代理権」「同意権」が与えられます。

(1) 財産管理

成年被後見人等の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割に関する契約などについての助言や支援を行います。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。

(2) 身上保護

介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設の入所・退所の手続き、費用の支払い代行など、日常生活に関わる契約などを支援します。

※成年後見人等ができないこと（権限がないこと）

手術や治療など医療行為への同意、毎日の買い物、食事の世話、賃貸借契約の保証人遺言作成、婚姻・離婚の手續、死亡後の葬儀（喪主）など

(1) 障害基礎年金



問合せ先

日本年金機構 繰上年金事務所 TEL：0957-25-1662

(相談予約専用ダイヤル) TEL：0570-05-4890

※国民年金加入者は、

市役所総合窓口課 保険年金班・各総合支所 地域振興課

○次の要件を満たす場合に支給されます。

1. 国民年金に加入している間に、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（これを初診日と言います。）があること
 ※）20歳前や、60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間）で日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。

2. 一定以上の障害の状態にあること。

3. 保険料納付要件

- ・初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
- ・ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

（1）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること

（2）初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

○年金額（令和7年4月現在）

- ・障害基礎年金1級 …… 年額 1,039,625円
- ・障害基礎年金2級 …… 年額 831,700円

○障がいの認定

初診日から1年6カ月を経過した日（その間に治った場合は治った日）または20歳に達した日に障害の状態にあるか、または65歳に達する日の前日までの間に障害の状態となった場合

（※認定や等級は、手帳の有無や等級とは異なりますのでご注意ください。）

○その他（障害厚生年金）

障害厚生年金には、程度が軽い3級障害と障害手当金（一時金）制度もあります。

(2) 特別障害者手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

20歳以上で国民年金の障害基礎年金1級程度の重複以上の障がいがあるなど、著しい最重度の障がい状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たした認められた場合に、日常生活に常時、特別の介護を必要とする在宅障害者の方へ支給されます。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
(5) 承諾書 (6) 特別障害者手当所得状況届(マイナンバー記載あり※)
※マイナンバー未記載の場合は、追加で書類を提出いただく場合があります

○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせていただきます。)

- (1) 印鑑(口座依頼用:認印可) (2) 申請者名義の通帳
(3) 年金受給者の方は、年金受給額が確認可能な通帳
(4) 本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※)
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード等
(5) 障害者手帳や特定医療費(指定難病)医療受給者証等(所持者のみ)
(6) 年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○支給月

5月、8月、11月、2月(年4回:前月までの3か月分を支給)

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 29,590円

○不支給要件(支給中の方も資格喪失、または支給停止になります。)

- ・国等が定める施設に入所している方
- ・病院などに3か月以上入院している方
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上ある方(所得制限額あり)

○その他

- ・認定基準は各障がいにより異なります。
- ・原爆被爆者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。
- ・診断書は、所定の様式があります。費用は、決定・却下に関わらず、自己負担となります。
- ・認定後は、毎年1回(8~9月)、所得制限に該当しないかを確認する所得状況届の提出が必要です。また、年4回、支給要件を満たしているかどうか確認する「現況届」の提出をお願いしています。

(3) 障害児福祉手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、その支給要件・認定基準を満たしたと認められる場合に、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給されます。支給月は、特別障害者手当と同月です。また、認定後の所得状況届・現況届の提出についても同様です。

○認定請求に必要なもの

- (1) 認定請求書 (2) 認定診断書 (3) 口座振替依頼書 (4) 同意書
- (5) 承諾書(障者年金等を受給されている場合のみ)
- (6) 障害児福祉手当所得状況届(マイナンバー記載あり※)
※マイナンバー未記載の場合は、追加で提出いただく書類があります。

○窓口までご持参いただくもの(現物確認または写しを控えさせていただきます。)

- (1) 印鑑(認印可) (2) 児童本人名義の通帳
- (3) 本人、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーがわかる書類(※)
※マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- (4) 障害者手帳や特別児童扶養手当の受給がわかる書類等(所持者のみ)
- (5) 年金を受給している場合は、「年金証書」または「年金振込通知書」

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 16,100円

○不支給要件(支給中の方も資格喪失、または支給停止になります。)

- ・国等が定める施設に入所している方
- ・障がいを支給事由とする公的年金等を受給している方
- ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以上ある方(所得制限額あり)

○その他

- ・認定基準は、各障がいにより異なります。
- ・診断書は、所定の様式があります。費用は、決定・却下に関わらず、自己負担となります。

(4) 経過的福祉手当



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

昭和61年3月31日現在、20歳以上の福祉手当受給者で、障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当で、重度障がいのある方に支給されます。

(※旧福祉手当の対象の方のみへの支給となり、新規の認定はありません。)

○手当の額(令和7年4月現在)

月額 16,100円

(5) 児童扶養手当



問合せ先

子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

ひとり親世帯などで、18歳未満の児童を養育する人（母親など）で、定められた所得などの要件を満たす人に支給されます。

令和7年4月現在

支給額	児童1人の場合	全額支給 月額 46,690円 一部支給 月額 46,680円～11,010円
	児童2人目以降の場合	「児童1人の場合」の金額に1人につき 全額支給 月額 11,030円 一部支給 月額 11,020円～5,520円 を加算
支給月		1月、3月、5月、7月、9月、11月
支給方法		金融機関への口座振込

《要件の主なもの》

- ① 父母が離婚し、父または母と生計が同じでない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が不明な児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母の申立てによりDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

○次のような場合は支給されません

- ・児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合
- ・受給資格者が障害年金受給者の場合は子の加算部分が、障害年金以外の公的年金受給者の場合は、その受給額が児童扶養手当額を上回る場合

○申請には、認定請求書、戸籍謄本、預金通帳、その他請求に必要な様式等が必要です。

(6) 特別児童扶養手当



問合せ先

子ども支援課子育て支援班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

心身に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父、母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

○申請に必要なもの

- (1) 特別児童扶養手当認定請求書 (2) 児童の就学状況についての申立書
(3) 医師の診断書 (4) 戸籍謄本 (5) 貯金通帳
(6) 同一住所地の居住者等に係る申立書

○次のような場合は支給されません。

- ・ 児童が児童福祉施設に入所している場合
- ・ 児童が障がいを理由として公的年金を受けることができる場合
- ・ 受給資格者、扶養義務者に一定以上の所得がある場合

○手当の額（令和7年4月から）

- 1級（児童1人につき） …… 月額 56,800円
2級（児童1人につき） …… 月額 37,830円

※手当の等級は、手帳の等級と範囲が異なりますので、ご注意ください。

○支給月

4月、8月、11月（年3回）

○支給方法

金融機関への口座振込

(7) 心身障害者扶養共済制度



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

心身に障がいがあるために独立自活することが困難な方を扶養している保護者の方が、その生存中に毎月一定の掛金をかけ、万一のことがあった場合に、後に残された心身に障がいがある方に終身、一定の年金を支給する制度です。

○対象となる心身障がいの程度

- ①知的に障がいのある方
- ②身体障害者手帳がⅠ級からⅢ級までの方
- ③心身に永続的な障がいを持ち、その障がいの程度が①・②と同程度の方

○加入対象者

現に上記の心身障害者（児）を扶養している方で

- ・県内に住んでいること
- ・65歳未満であること
- ・特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態にあること

○年金の額（加入者が死亡または重度障がい者になった場合）

Ⅰ口加入のとき …… 月額 20,000円

Ⅱ口加入のとき …… 月額 40,000円

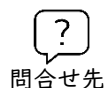
※加入者より先に障がいのある方（児）が死亡したときは、弔慰金（加入期間がⅠ年以上であることが条件）が支給されます。

○掛金の額

掛金の額は、加入時及び口数追加時の年度（4月1日から翌年3月31日）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて金額が決まります。

(1) 障害者交通費助成事業（タクシー助成）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けた方が、外出時に
タクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。チケット制です。
※手帳による1割引と同時に利用できます。乗車時は手帳を運転手へ提示ください。



問合せ先

福祉総務課総務高齢班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○対象となる方

重度障害者：身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2を所持する方
障害者：身体障害者手帳3級、療育手帳（B1またはB2）、精神障害者保健福祉手帳を所持する方

○助成内容

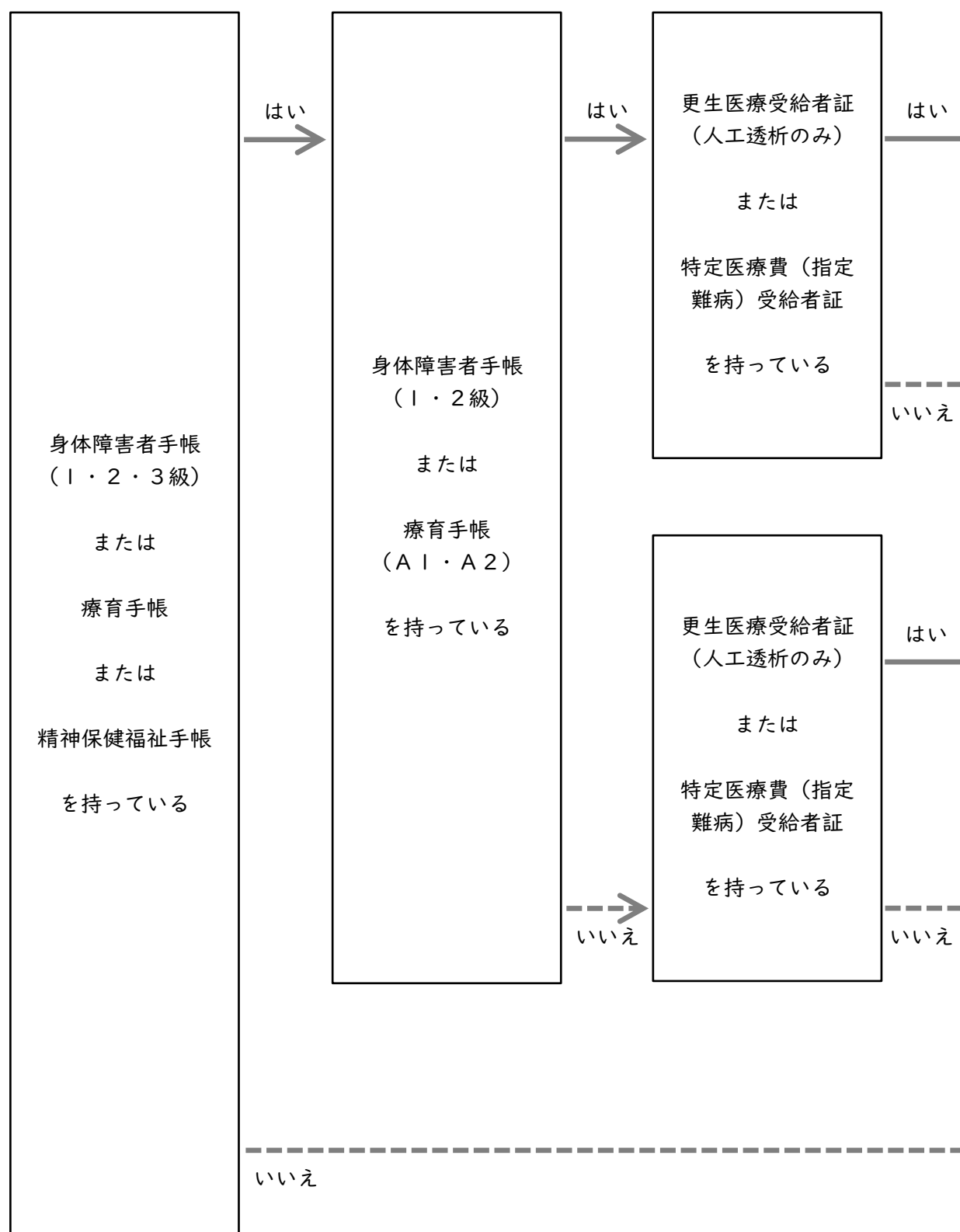
重度障害者：800円上限券×72枚
障害者：3割券（上限800円）×72枚
※人工透析を受けている方は最大144枚、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方については最大108枚交付

○配車に関する問い合わせは、下表の電話番号までお問い合わせください。

雲仙市タクシー協力事業者一覧

旧町名	会社名	電話番号
国見町	国見港湾観光タクシー	0957-78-3246 / 0120-324-639
	本多観光バス・タクシー国見営業所	0957-78-3777 / 0120-772-923
瑞穂町	瑞穂タクシー	0957-77-3161
吾妻町	Azuma 介護タクシー	090-6069-1365
愛野町	エキマエタクシー愛野営業所	0957-36-0039
	愛の福祉タクシー	0957-36-2554
千々石町	今坂タクシー	0957-37-2021 / 0120-103-995
小浜町	小浜温泉タクシー	0957-74-3177 / 0120-743-178
	小浜観光タクシー	0957-74-2619 / 0120-372-619
	平成観光雲仙営業所	0957-73-2010
	福祉タクシーあさひ	090-4513-3382 / 0800-200-2945
南串山町	南串タクシー	0957-88-2033

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（70歳未満）



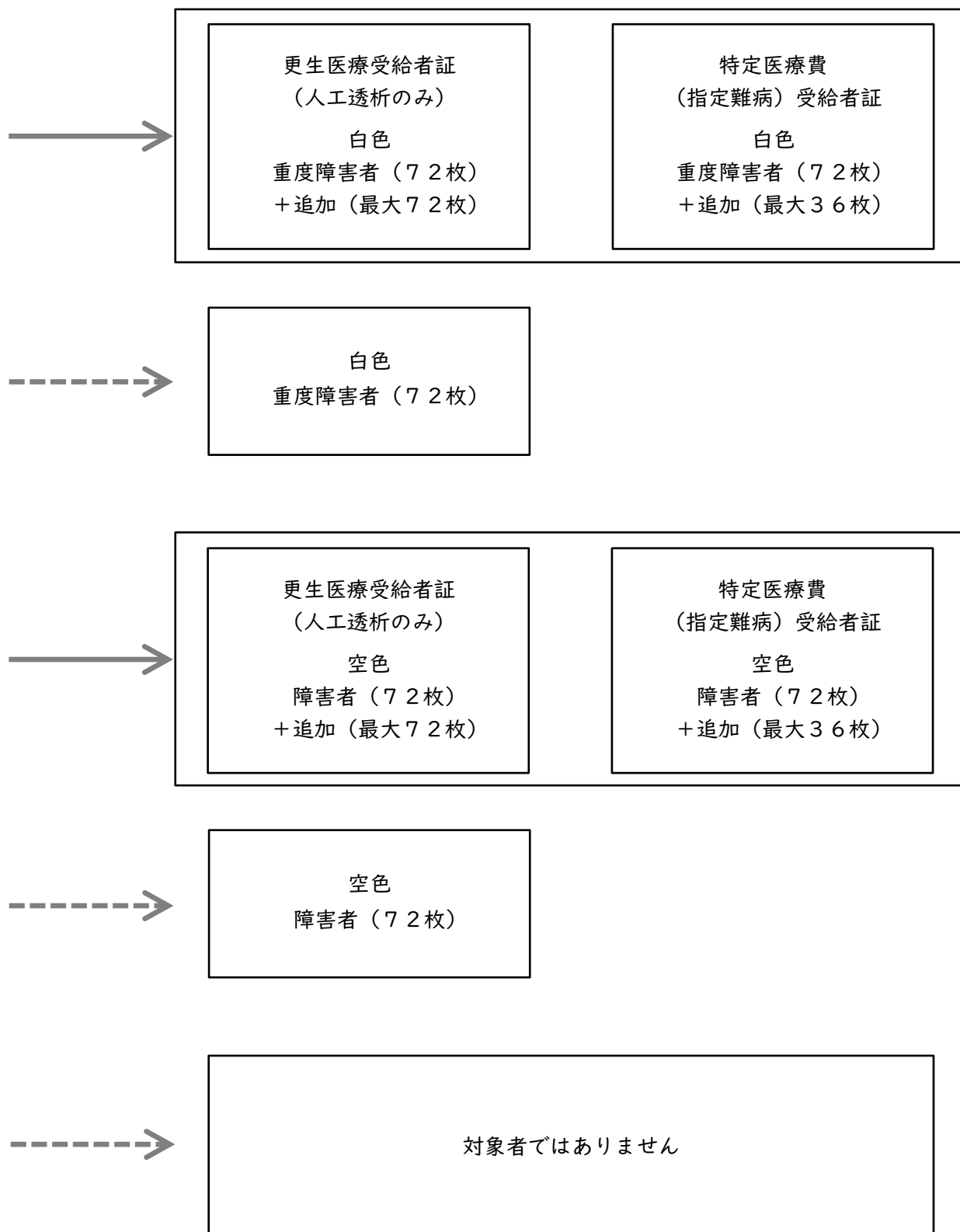
①年度途中で対象者となった場合（手帳取得・転入）

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

②特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月から追加交付可能

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3枚

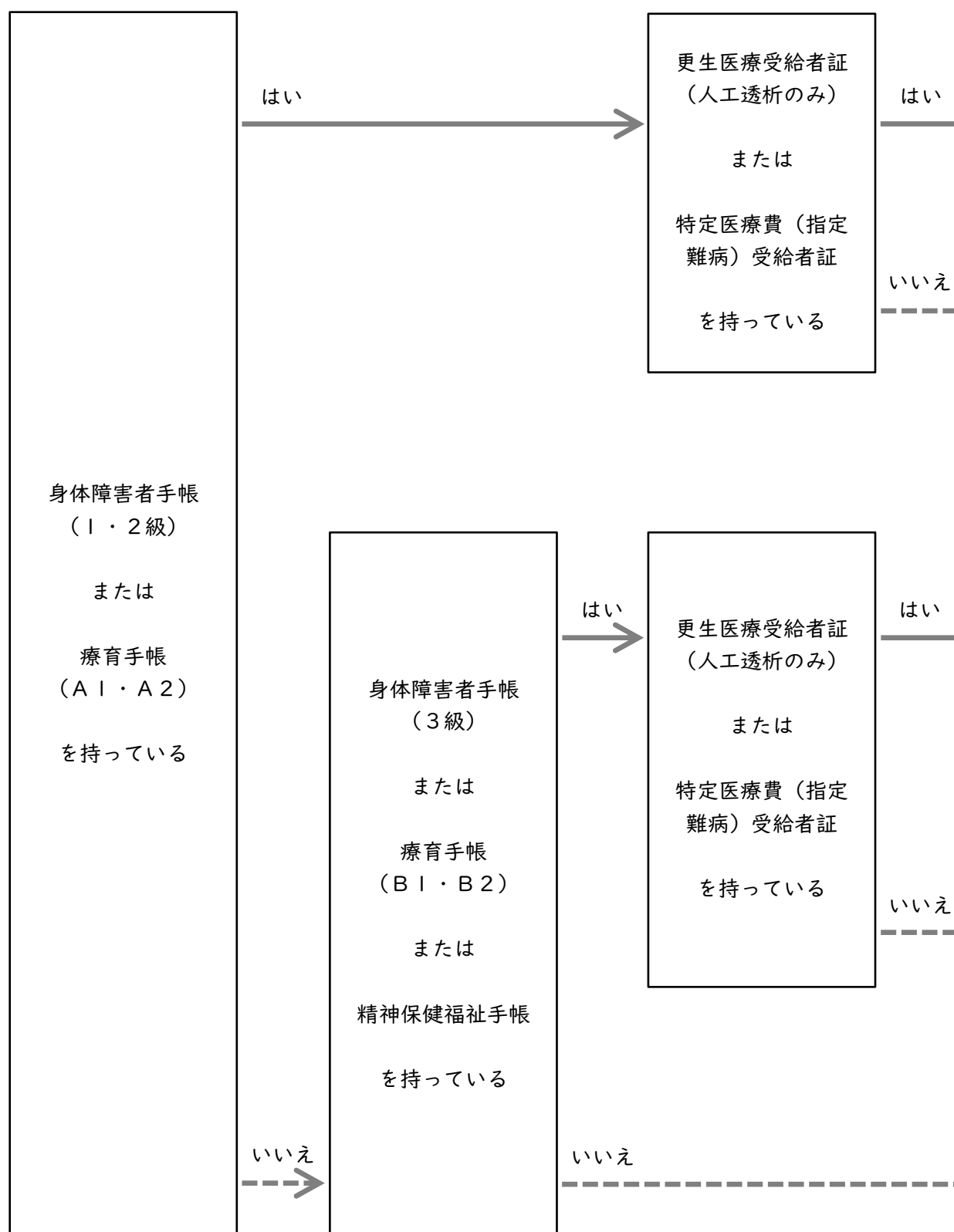
○タクシー会社：59ページの指定タクシー利用会社に限りです。



③更生医療受給者証 (人工透析のみ) 所持者(※)は対象となった月から追加交付可能
(※特定疾病療養受療証 (通称マルチョウ) 所持者でも可)

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

タクシー利用券交付事務における
フローチャート（70歳以上）



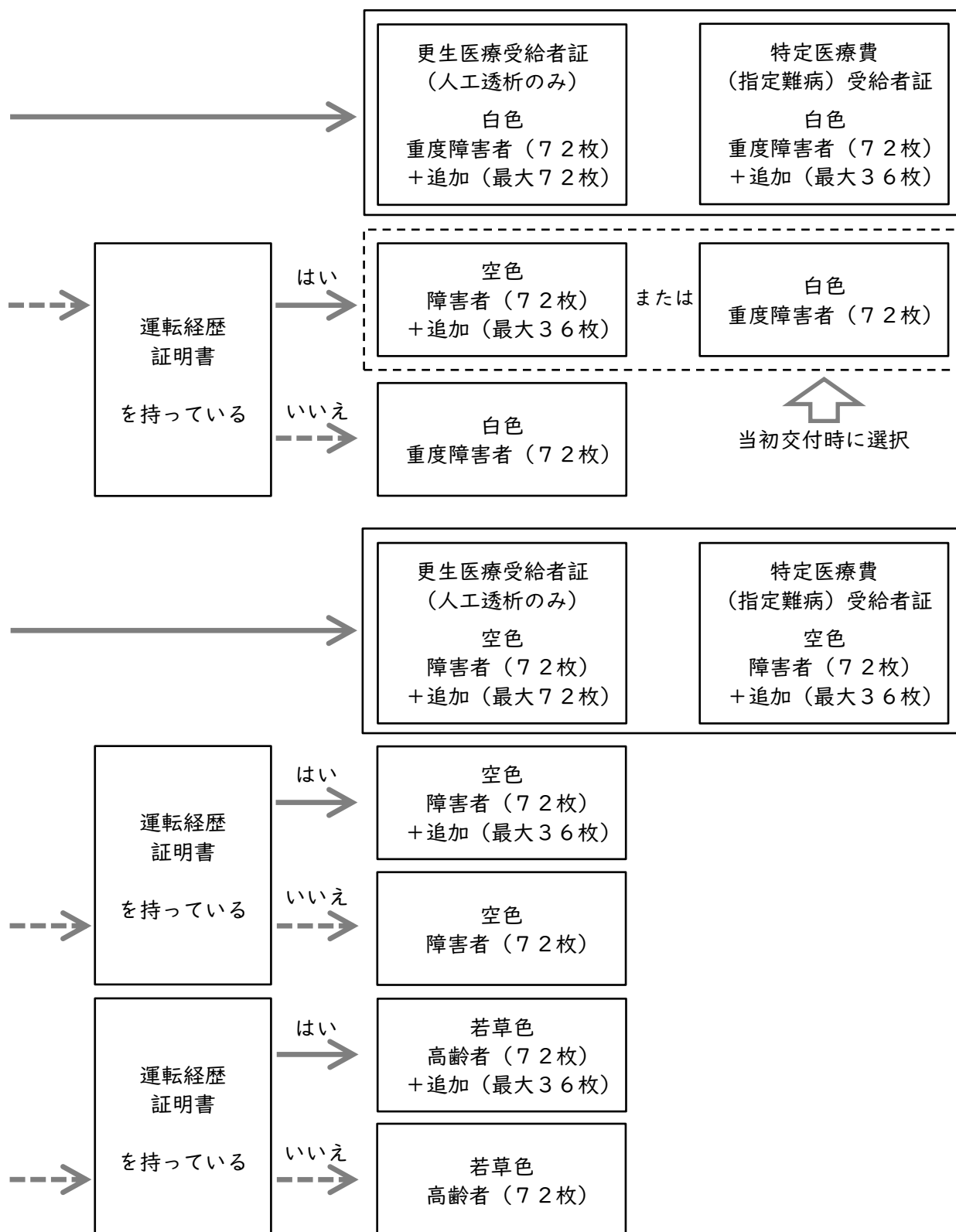
①年度途中で対象者となった場合（誕生日・転入）

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

②運転経歴証明書所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者は対象となった月
から追加交付可能

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×3

○タクシー会社：59ページの指定タクシー利用会社に限りです。



③更生医療受給者証 (人工透析のみ) 所持者(※)は対象となった月から追加交付可能 (※特定疾病療養受療証 (通称マルチョウ) 所持者でも可)

⇒ 対象となった月から年度末までの月数×6枚

④年度途中で障害者手帳を取得した方のうち、既にタクシー券の交付を受けていた方

⇒ 残り全てのタクシー券を返却することで返却枚数分の交付が可能 (選択式)

(2) バス運賃、タクシー料金の割引

 各路線バス会社
 問合せ先 各タクシー会社

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、
 精神障害者保健福祉手帳）の所持者には、路
 線バス、福祉タクシーや介護タクシーなどの運賃割引があります。

◎割引の対象者や利用方法などは事業者によって異なる場合があります。詳しくは各
 事業者までお問い合わせください。

対象者	路線バス運賃		タクシー 運賃
身体障害者手帳第1種 療育手帳第1種 精神障害者保健福祉手帳 1級	普通料金	本人、介護者とも5割引	1割引 ※事業者によ っては、割引 を実施してい ない場合もあ ります。
	定期料金	本人、介護者とも3割引	
身体障害者手帳第2種 療育手帳第2種 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	普通料金	本人5割引	
	定期料金	本人3割引	
運転経歴証明書	バス会社による		事業者による

(3) 島原鉄道運賃の割引

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者には割引があります。

 島原鉄道島原駅
 問合せ先 TEL：0957-62-4705

◎ご利用の際は、手帳を駅の窓口に提示してください。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	割引詳細
身体障害者手帳 第1種、2種 療育手帳 第1種、2種 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級、3級	本人	普通乗車券 回数乗車券	50%	・島原鉄道単独であれば距離に関係なく割引が適用となります。 ・但し、JR連絡乗車券を購入される場合は、片道の乗車距離が100kmを超える区間に限ります。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券		・介護者は1人のみ適用されます。 ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 ・本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入していただきます。 ◎介護者の適用 ・手帳の2種（精神障害者保健福祉手帳については2級、3級）については、12歳未満のみの介護者とし、定期乗車券のみを対象する。

※身体障害者手帳、療育手帳の「第1種」「第2種」の区分は、手帳に記載されています。

(4) JR 運賃 (JR 九州) の割引

 JR 各窓口
問合せ先

障害者手帳(「第1種」または「第2種」の記載のあるもの)を提示されると、次の割引が適用となります。

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	注意事項
第1種	本人	普通乗車券	50%	片道 101km 以上ご利用の場合に限りします。
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。
第2種	本人	普通乗車券		片道 101km 以上ご利用の場合に限りします。
	本人(12歳未満)と介護者	定期乗車券		介護者の方はお1人のみ割引が適用できます。 小児定期は割引を適用できません。 介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合も通勤定期となります。 本人と介護者の方は、同一種類・区間の乗車券を同時に購入していただきます。

※ 割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。

※ 「第1種」「第2種」の区分は、障害者手帳に記載されています。なお、精神保健福祉手帳を令和7年1月以前に交付を受けた方については、「第1種」または「第2種」の記載がありません。JR 運賃の割引を受けるためには、市役所窓口で手帳に「第1種」または「第2種」の記載(シール貼付)を行う必要があります。詳しくは福祉総務課 障がい班までお問い合わせください。

(5) 航空運賃の割引

 各航空会社
問合せ先

障害者手帳をお持ちの方が国内線を利用するとき、障害種別に関わらず、本人及び介護者1人まで割引されます。割引率は、航空会社や路線によって異なります。

航空会社	・ 日本航空(株) ・ (株)ジェイエア ・ 全日本空輸(株) ・ (株)AIRDO ・ 東邦航空(株) ・ 新中央航空(株) ・ 日本トランスオーシャン航空(株) ・ 琉球エアコムーター(株) ・ (株)フジドリームエアラインズ ・ 日本エアコムーター(株) ・ アイベックスエアラインズ(株) ・ オリエンタルエアブリッジ(株) ・ ANAウイングス(株) ・ スカイマーク(株) ・ (株)北海道エアシステム ・ (株)ソラシドエア ・ (株)スターフライヤー ・ 天草エアライン(株)
対象者	1 2歳以上の身体障害者手帳所持者 1 2歳以上の療育手帳所持者 1 2歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 (顔写真つきのもの及び搭乗日当日が有効期限内のもの)

◎ご利用の際は、手帳を航空券販売窓口へ提示してください。◎いずれも国内線のみが対象です。

◎その他航空会社でも実施されている場合がありますので航空会社へ直接お問い合わせください。

(6) 有料道路料金の割引



福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳、または療育手帳（A 1、A 2）の交付を受けた方が、通勤、通学、通院などの日常生活において高速道路などの有料道路を利用するとき、次の条件に該当する場合は通行料金が5割引になります。（※割引には事前に申請手続きが必要です。）

○対象者

身体障害者手帳「第1種」	・ 本人が運転する場合。 ・ 介護者が運転し、本人が同乗する場合。
身体障害者手帳「第2種」	・ 本人が運転する場合
療育手帳「第1種」	・ 介護者が運転し、本人が同乗する場合

○申請に必要な書類（※69ページも併せてご覧ください。）

- (1) 身体障害者手帳または療育手帳（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）
- (2) 運転免許証（障がい者本人が運転し、かつ新規の時）
- (3) 車検証（※自動車登録しない場合は、不要です。）

※）電子車検証の場合、原本の提示と電子車検証の記載内容をA4汎用紙に印刷した「自動車検査証記録事項」により確認します。）

☆ETCを利用する場合は、次の物もあわせて必要です。

- (4) 障がい者本人名義のETCカード（未成年者の場合は親権者の名義でも可）
 - (5) ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（ETC車載器の管理番号が確認できるもの）
 - (6) 切手（申込みは郵送になります。封筒は専用のものを準備してあります。）
- ※）ETCレーン利用での割引は、申込みから利用まで3週間ほどかかります。

○申請の窓口

福祉総務課、市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口での申請に加え、ETC利用の方はオンライン申請ができます。

※オンライン申請受付サイト URL <https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請では本人確認のためマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

○割引有効期限

新規・変更申請の場合は、申請した日からその後の2回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請（有効期限2か月前から有効期限前日までの申請）の場合は、申請した日からその後の3回目の誕生日までとなります。（最長2年2か月）

○対象になる自動車の車種などの条件

- ①自家用の乗用車で、１０人乗りまでのもの。
- ②自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りが無く、４～１０人乗りのもの。
- ③自家用の貨物車で、座席と荷台の間に仕切りがあり、最大積載量が５００kg までで、４～１０人乗りのもの。
- ④二輪車で、排気量が１２５cc を超えているもの。
- ⑤特種用途自動車の１０人乗りまでのもので、「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」または「キャンピング車」であるもの。

※軽トラックは、割引できません。

※貨物で、荷台部分が窓無しや目隠しになっているものは、割引できません。

※自家用でも、車体に店名や会社名が書かれているものは、割引できません。

○対象になる自動車の所有者、使用者の条件…（所有者、使用者は車検証に記載）

<本人運転>

- ① 障害のある方ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。

<介護運転> ※第２種の方は対象となりません。

- ① 障害のある方ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。

- ② 上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方（法人不可）。

- ③長期リースやローンのため、所有者が法人のときは、使用者が①②の方

※使用者が①②で所有者が法人のものは、③以外の理由では割引できません。

（割引できないものの例）

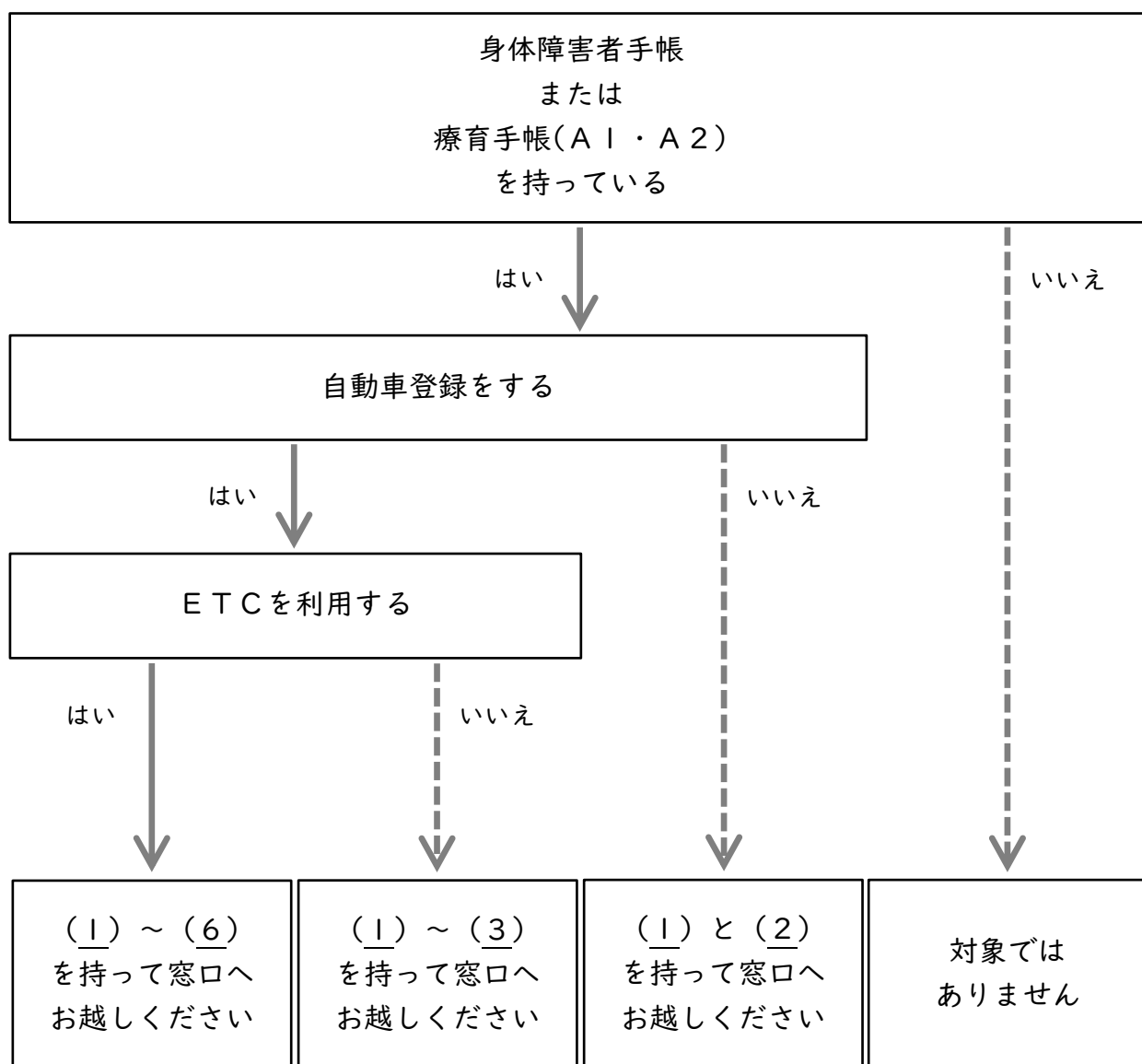
・勤め先の法人が所有する車を、通勤や営業等の使用のために、使用者へ貸し出しているもの。

☆令和５年３月２７日から新たに対象となった自動車

・事前登録されていない自動車

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）など

有料道路料金の割引制度申請時の
必要書類チャート



- (1) 身体障害者手帳または療育手帳 (A1・A2)
(2) 運転免許証
(3) 登録する自動車の車検証
(4) ETCカード
(5) ETC車載器セットアップ申込書・証明書
(6) 切手

(7) おもいやり駐車場制度 (旧パーキング・パーミット制度)



問合せ先

福祉総務課総務高齢班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

公共施設などの障害者等駐車場や建物出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられた一般駐車場を利用できる方を明確化するため、駐車場の利用に配慮が必要な方に利用証を交付し、適正利用を図る制度です。

○対象者 (以下のいずれかに該当する方)

- ・身体に障がいのある方 (身体障害者手帳の等級に条件あり)
- ・40歳以上の方で、要介護認定を受けている方 (要介護度1以上)
- ・特定疾患医療受給者、特定医療費 (指定難病) 受給者、小児慢性特定疾病医療受給者の方
- ・知的に障がいのある方 (療育手帳A1、A2)
- ・精神障害者 (障害の程度が重度の方で、精神障害者保健福祉手帳1級の方)
- ・けが、病気などにより車イスやつえを使用している方 (医師の診断等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方)
- ・妊産婦 (母子健康手帳取得時～産後1年の方)

○申請に必要なもの (以下のいずれか)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 特定疾患医療受給者証、特定医療費 (指定難病) 受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証
- (4) 療育手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳
- (6) 診断書 (※歩行困難な理由、車イス・つえ等の使用期間の明記が必要です)
- (7) 母子健康手帳

(8) 駐車禁止除外措置

 雲仙警察署（申請先）
 問合せ先 TEL：0957-75-0110

心身に障害をお持ちの方で歩行が困難な方が使用する車両については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上付近等）を除く駐車禁止区域に駐車できる標章の交付を受けることができます。

○対象者・・・歩行が困難な方で次の手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳（下表参照）
- ・療育手帳 A Ⅰ・A 2
- ・精神障害者保健福祉手帳 Ⅰ級

○身体障害者手帳 交付基準表

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		Ⅰ級からⅢ級またはⅣ級のⅠ
聴覚障害		Ⅱ級及びⅢ級
平衡機能障害		Ⅲ級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	Ⅰ級及びⅡ級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	Ⅰ級からⅢ級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
上肢不自由		Ⅰ級またはⅡ級のⅠ、Ⅱ級のⅡ

障がいの区分		障がいの程度
下肢不自由		Ⅰ級からⅣ級
体幹不自由		Ⅰ級からⅢ級
心臓機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
じん臓機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
呼吸器機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
ぼうこう又は直腸機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
小腸機能障害		Ⅰ級及びⅢ級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		Ⅰ級からⅢ級
肝臓機能障害		Ⅰ級からⅢ級

※上記基準に該当しない方でも、歩行困難な方は、標章が交付される場合があります。詳しくは雲仙警察署へお問い合わせください。

(9) 身体・聴覚障害者標識

 雲仙市交通安全協会
 TEL:0957-75-0681
 雲仙北支局
 問合せ先 TEL:0957-78-5523

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、AT車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」や「聴覚障害者標識」があります。このマークを付けた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置に付けます。

販売場所等については右上の問合せ先までお尋ねください。



身体障害者標識
（四葉のクローバーマーク）



聴覚障害者標

(10) 携帯電話基本料金使用料等の割引

障がい者の方に対する携帯電話基本使用料などの割引サービスが行われています。

詳しくは、下記の携帯電話の会社へお問い合わせください。

 各携帯電話会社
問合せ先

携帯電話会社名		問い合わせ先
NTTドコモ	ドコモの携帯電話から	151 (局番なし)
	一般電話から	0120-800-000
	ドコモホームページ	http://www.nttdocomo.co.jp/
au	auの携帯電話から	157 (局番なし)
	一般電話から	0077-7-111
	auホームページ	http://www.au.com/
ソフトバンク	ソフトバンクの携帯電話から	157 (局番なし)
	一般電話から	0800-919-0157
	ソフトバンクホームページ	https://www.softbank.jp/

(11) NHK放送受信料の免除

世帯主または世帯構成員(※)のどなたかが身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している世帯のうち、下記基準を満たす場合、受信料が免除されます。(※世帯構成員：免除申請時点におけるその世帯に含まれる構成員)

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

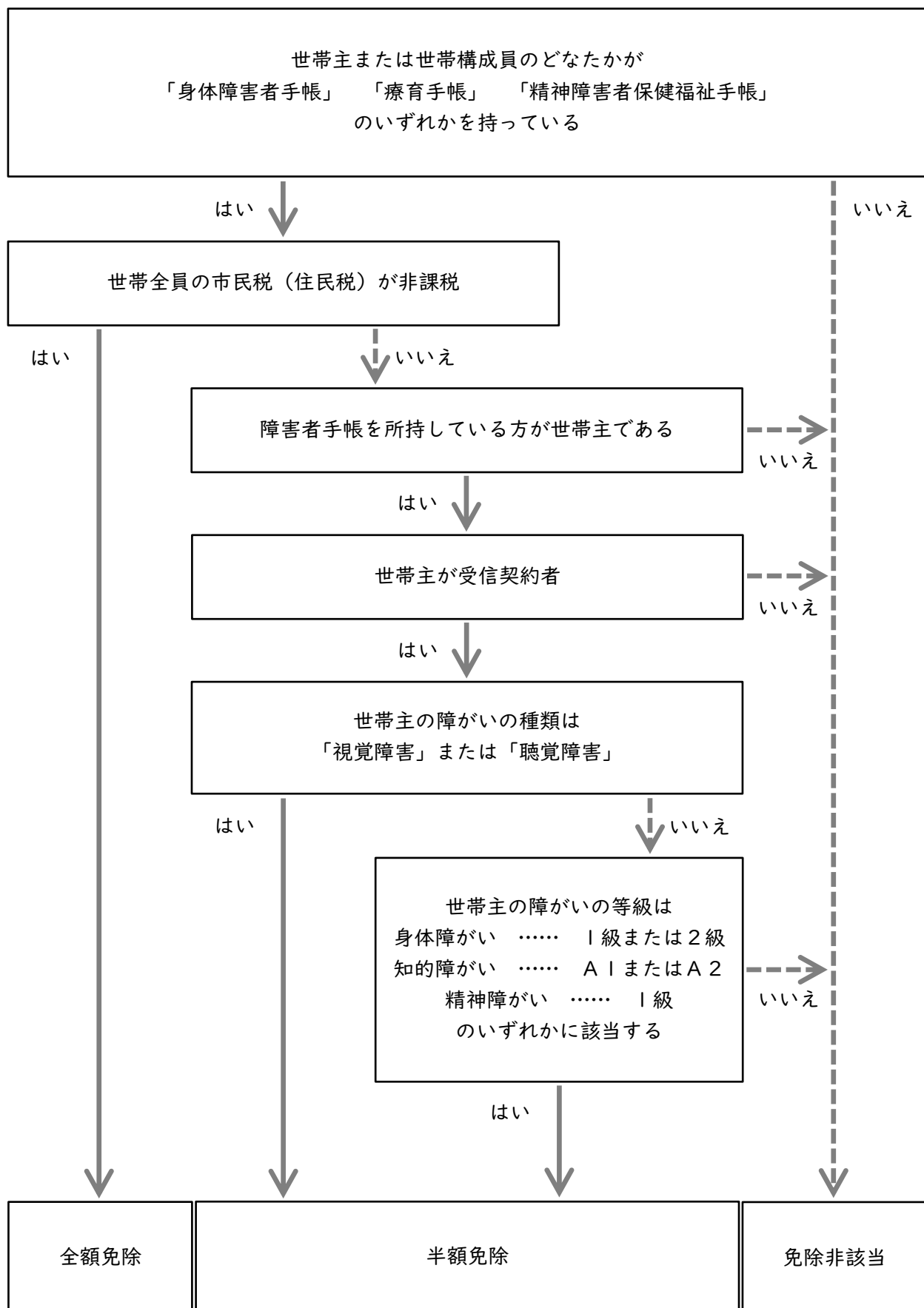
免除基準	免除割合
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税(住民税)非課税の場合	全額免除
・視覚・聴覚障害者が世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合	半額免除

○免除申請の流れ

- ①福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課へ証明書の発行を申請します。手帳と印鑑が必要です。
- ②その証明書を次の宛先へ提出してください。

《宛先》 〒850-8603 長崎県長崎市西坂町1-1 NHK長崎放送局営業部 宛

NHK放送受信料免除申請フローチャート



(1) 所得税、市県民税、相続税

障害者手帳をお持ちの方が税の申告をする際に、控除が受けられます。

区分	特別障害者		障害者	問合せ先
	身体障害者手帳	Ⅰ 級、Ⅱ 級	Ⅲ 級～Ⅵ 級	
	療育手帳	A Ⅰ、A Ⅱ	B Ⅰ、B Ⅱ	
	精神障害者保健福祉手帳 Ⅰ 級		Ⅱ 級、Ⅲ 級	
所得税	障害者控除	40万円	27万円	島原税務署 0957-62-3281
	配偶者の扶養控除	同居は35万円 加算		
	扶養控除			
市県民税	障害者控除	30万円	26万円	市役所税務課 国保市民税班 各総合支所
	配偶者の扶養控除	同居は23万円 加算		
	扶養親族			
相続税	20万円×(85歳－相続者の年齢)		10万円×(85歳－ 相続者の年齢)	島原税務署 0957-62-3281

(2) 自動車税（環境性能割・種別割）、
軽自動車税（環境性能割・種別割）

 問合せ先
 << 自動車税（軽自動車税）環境性能割、自動車税種別割 >>
 県央振興局税務部 TEL：0957-22-0508
 << 軽自動車税種別割の減免申請手続き、身体障がい者等の減免 >>
 市役所税務課国保市民税班

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた方、または家族の方が障がいのある方に代わって通院通学、生業のために自動車を運転する場合及び単身世帯の障がいのある方が所有し、その障がいのある方を常時介護する方が運転する場合、自動車税又は軽自動車税の減免が受けられます。

減免を受けられるのは、障がいのある方 1 人に対し、自動車税又は軽自動車税のいずれかに限ります。

また、減免の対象や手続きの方法は、自動車税（県税）と、軽自動車税（市税）では異なる部分がありますので、ご注意ください。

○自動車税（軽自動車税）環境性能割、自動車税種別割の減免対象者の範囲

障がいの区分			障がいの程度	
			○障がいのある方が運転する場合（本人運転）	○障がいのある方と生計をひとつにする者が運転する場合（家族運転） ○障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）
身体障害者手帳	視 覚 障 害		Ⅰ 級～ Ⅲ 級、 Ⅳ 級の Ⅰ 号 （注 Ⅰ）	Ⅰ 級～ Ⅲ 級、 Ⅳ 級の Ⅰ 号
	聴 覚 障 害		Ⅱ 級、 Ⅲ 級	Ⅱ 級、 Ⅲ 級
	平 衡 機 能 障 害		Ⅲ 級	Ⅲ 級
	音 声 機 能 障 害		Ⅲ 級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	
	上 肢 不 自 由		Ⅰ 級、 Ⅱ 級	Ⅰ 級、 Ⅱ 級
	下 肢 不 自 由		① Ⅰ 級～ Ⅵ 級 ② Ⅶ 級で他の障がいを複合する場合は手帳の総合等級がⅠ級、Ⅱ級	① Ⅰ 級～ Ⅲ 級 ② Ⅳ 級～ Ⅶ 級で他の障がいを複合する場合は手帳の総合等級がⅠ級、Ⅱ級
	体 幹 不 自 由		Ⅰ 級～ Ⅲ 級・ Ⅴ 級	Ⅰ 級～ Ⅲ 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	Ⅰ 級、 Ⅱ 級	Ⅰ 級、 Ⅱ 級
		移動機能	Ⅰ 級～ Ⅵ 級	Ⅰ 級～ Ⅲ 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		Ⅰ 級、 Ⅲ 級	Ⅰ 級、 Ⅲ 級
	肝臓機能障害		Ⅰ 級～ Ⅲ 級	Ⅰ 級～ Ⅲ 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		Ⅰ 級～ Ⅲ 級	Ⅰ 級～ Ⅲ 級
療 育 手 帳			重度（ＡⅠ、Ａ２）	重度（ＡⅠ、Ａ２）
精神障害者保健福祉手帳			Ⅰ 級（自立支援医療(精神通院医療)の認定を受けている方）	Ⅰ 級(自立支援医療(精神通院医療)の認定を受けている方)

（注Ⅰ）Ⅰ号…両眼の視力の和が0.09以上0.12以下

○減免対象自動車の要件

区 分	自動車の名義	運 転 者	使用目的
障がいのある方が自動車を運転する場合（本人運転）	障がいのある方又は障がいのある方と生計を同一にする方	障がいのある方	特に問いません
障がいのある方のために生計を同一にする方が運転する場合（家族運転）		障がいのある方と生計を同一にする方	専ら障がいのある方の通学、通所、通院、生業のため
障がいのある方のみで構成される世帯の障がいのある方のために常時介護するものが運転する場合（常時介護者運転）	障がいのある方本人	障がいのある方を常時介護する方	

○減免申請手続き

◆自動車税 環境性能割、自動車税種別割

（※様式は振興局又は出張所にあります）

《本人運転の場合》

- （1）減免申請書 （2）障害者手帳 （3）運転免許証 （4）車検証
（5）生計を同一にする者が自動車名義人の場合は生計を同一にすることを証明する書面（住民票謄本又は抄本等）、

《家族運転の場合（本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。）》

- （6）利用目的に応じて通学証明書、通院証明書、生業の実態を明らかにする（確定申告書の写し等）証明書
（7）障がいのある方と運転者及び車の名義人が生計を同一にすることを証明する書面（住民票謄本又は抄本等）。

《常時介護者運転の場合（本人運転の書類に加えて下記書類が必要です。）》

- （6）運行計画書兼証明書 （7）誓約書
（8）身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書面（住民票謄本又は抄本等）。

◆軽自動車税種別割の身体障がい者等の減免申請手続き

雲仙市税務課までお尋ねください。

(1) 生活福祉資金貸付制度（長崎県社会福祉協議会）



雲仙市社会福祉協議会本部
TEL：0957-37-2855

この制度は、必要な資金の貸付と相談支援を行う

問合せ先

ことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営むことができるよう支援します。

○基本要件

・世帯単位での貸付

生活福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。

・社協・民生委員の相談援助が前提

生活福祉資金貸付制度は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援、援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。

・他制度優先

他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用していただくことになります。

・購入及び支払い済みの経費は貸付対象外

既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

○利用対象者

・低所得世帯

独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯。

・高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する（要介護Ⅰ以上）65歳以上の高齢者の属する世帯。

・障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいのある方の属する世帯。

○資金の種類

1. 福祉資金（福祉費）

- | | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|
| ①生業費 | ②技能習得費 | ③住宅整備費 | ④福祉用具購入費 |
| ⑤障害者自動車購入費 | ⑥療養費 | ⑦介護等費 | |
| ⑧災害臨時費 | ⑨冠婚葬祭費 | ⑩住居移転等費 | ⑪技能習得等支度費 |
| ⑫その他日常一時必要費 | ⑬緊急小口資金 | | |

2. 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

3. 総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

4. 不動産担保型生活資金

5. 臨時特例つなぎ資金

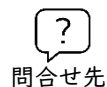
○利用手続き

《相談》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

《申請受付》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ、申込関係書類の提出後審査があります。

《審査会》 長崎県社会福祉協議会の貸付審査会にて適正審査が行われます。

(2) 福祉資金貸付事業



雲仙市社会福祉協議会本部
TEL : 0957-37-2855

この事業は、必要な少額資金の貸付を行うことにより、世帯の更生と生活の安定を支援するものです。

○基本要件

・世帯単位の貸付

福祉資金の貸付は、世帯を単位として貸付けるものであり、原則として「世帯主又は生計中心者」が借入申込者となります。

・社協・民生委員の相談援助が前提

福祉資金貸付事業は、借入相談から申込み、貸付、償還中において、社協の継続的支援や、民生委員の相談援助活動が前提となっています。これらの支援、援助を受けることを拒否する場合は貸付できないことがあります。

・他制度優先

他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先活用していただくことになります。

・購入及び支払い済みの経費は貸付対象外

既に購入及び支払い済みの経費は、貸付の対象となりません。

○利用対象者

雲仙市内に6か月以上居住する生活困難者世帯で、生活の再建に必要な融資を他の機関から受けることが困難な世帯。

○資金の種類

・一般福祉資金（5万円を超え10万円以内の資金）

・小口福祉資金（5万円以下の資金）

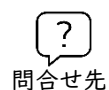
○利用手続き

《相談》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

《申請受付》 雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ、申込関係書類の提出後審査があります。

(3) 緊急食糧支援事業

一時的な生活困窮世帯に対し、必要に応じて
現物支給による経済的支援を行うことにより
心理的な不安の軽減、安定した生活へとつながるよう支援します。



問合せ先

雲仙市社会福祉協議会本部
TEL：0957-37-2855
雲仙市社会福祉協議会各支所
※連絡先は下記表参照

○利用対象者

雲仙市内に居住する生活困窮世帯で、各種現行制度における対応が困難、かつ緊急的な支援が必要な世帯。

○支援の内容

- ・ 支援を必要な世帯に対し、食材等の現物支給を行います。
(ただし、1事例あたり支援は原則1回のみとなります。)
- ・ 1事例あたりの支援上限額
基本上限額5,000円に世帯員一人当たり1,000円を加算した額
- ・ 嗜好品は対象外となります。

○利用申請、相談

相談は、雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ直接お越しになるか、電話にてご連絡ください。

○申請受付

雲仙市社会福祉協議会本部又は各支所へ申込関係書類の提出をしていただきます。

○申請受付

相談受付	相談会場	電話番号	相談日	相談時間
本部	千々石老人福祉センター橘荘	0957-37-2855	毎週月曜 ～金曜日 (祝日は お休み です)	8時30分 ～ 17時00分
国見支所	国見町総合福祉センター	0957-78-0596		
瑞穂支所	瑞穂安全・安心ステーション	0957-77-3670		
吾妻支所	吾妻就業改善センター	0957-38-3511		
愛野支所	愛野保健福祉センター	0957-36-0071		
千々石支所	千々石老人福祉センター橘荘	0957-37-2755		
小浜支所	小浜老人福祉センター	0957-75-0620		
南串山支所	南串山保健福祉センター	0957-88-2143		

(1) 就職に関するご相談

就職を希望する方は、公共職業安定所（ハローワーク）に相談してください。ハローワークでは以下の支援を行っています。詳しくは、諫早公共職業安定所へお尋ねください。

 諫早公共職業安定所
 （ハローワーク諫早）
 問合せ先 TEL：0957-21-8609(42#)

職業相談・紹介	就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員が障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談、紹介、職場定着支援指導等を行います。
チーム支援	ハローワークを中心に福祉施設等の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、職場の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行います。
職業訓練	障害者専用訓練、一般の職業訓練への障害者の受け入れ並びに障害者能力開発校での職業訓練もあります。 訓練期間中には訓練手当、通所手当等が支給される場合があります。
障害者トライアル雇用	障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月（精神障害者は6か月）の試行期間を設け、事業所が障害のある方の雇用に取り組むきっかけを作ります。
短時間障害者トライアル	精神・発達に障害がある方の就業を短時間から始め、職場への適応状況に合わせて就業時間を週20時間以上になるよう目指していきます。



(2) 雲仙市障害者職場実習促進事業

平成25年4月1日から雲仙市障害者職場実習促進事業が開始されました。

 福祉総務課障がい班
 市役所総合窓口課
 問合せ先 各総合支所地域振興課

職場実習受入事業者には実習奨励金が支給され、職場実習を受けた障がい者の方には、自宅から実習先までの交通費を助成します。

○実習奨励金支給対象者

- ・「障害者就業・生活支援センター」のあっせんによる職場実習
（※実習期間中、実習援助者の支援が確保されていること）
- ・職場実習の期間は、5日以上1か月以内の範囲
（※1日の実習時間が4時間以上であること）

障がいのある方(児)の自立と更生及び治療と介護を目的とした様々な施設があります。福祉サービスごとの事業所については、雲仙市で利用されている主な事業所を記載しております。記載している以外の事業所については福祉総務課障がい班へお問合せください。

(1) 障害福祉サービス事業所

居宅介護サービス事業所

障がいのある方(児)が居宅において入浴、排泄及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ホームヘルプステーション ほっと	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0332
ニチイケアセンター雲仙	854-0405	雲仙市千々石町戊 976 堀川ビル 102	0957-36-8677
ホームヘルパーステーション 南串山荘	854-0703	雲仙市南串山町丙 10722	0957-88-2922
島原市社会福祉協議会 島原居宅介護事業所	855-0812	島原市霊南 1 丁目 17	0957-65-5530
一般社団法人 島原市医師会 ヘルパーステーションらいふ	855-0851	島原市萩原 1 丁目 1230	0957-63-6600
生活支援センターとも	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5743	0957-63-3739
たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521
南島原市社協 ヘルパーセンター	859-2121	南島原市有家町石田 8-46	0957-82-4795
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターひばり	859-2212	南島原市西有家町須川 3203-10	0957-82-6116
ヘルパーステーション結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104

行動援護サービス事業所

行動上に著しく困難を有する障がい者で常時介護を要する者につき、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護を行います。

事業所名	所在地		電話番号
ホームヘルプステーション ほっと	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0332
生活支援センターとも	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5743	0957-63-3739
たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-72-4521
ヘルパーステーション結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104

生活介護サービス事業所

常に介護を必要とする方に、昼間の入浴、排泄及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名		所在地	電話番号
百花の森工房	859-1325	雲仙市国見町多比良戊 1383-15	0957-78-5710
ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
TERRACE とらいあんぐる	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-2912
社会福祉法人 幸和会 デイサービスセンター ふれあい	859-1106	雲仙市吾妻町大木場名 75-2	0957-20-0055
TERRACE ひだまり	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0054
ケアステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
障害者支援施設 あけぼの学園	854-0512	雲仙市小浜町北木指 3143	0957-61-0232
ワークハウスはちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 1204-1	0957-88-3019
若菜寮	855-0024	島原市新田町 605-2	0957-63-3850
松光学園	855-0025	島原市立野町丙 1900-19	0957-64-0187
障害者支援施設 島原療護センター	855-0026	島原市礫石原町甲 1201-91	0957-64-5131
銀の星学園	855-0041	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮	855-0041	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
TERRACE いろは	855-0041	島原市宮の町 738	0957-64-5201
きらり作業所	855-0043	島原市新田町 282-2	0957-73-9866
健康生活サポート事業ひととき。	855-0807	島原市白土町 1071-4	0957-73-6555
島原グリーンステーション	855-0831	島原市湊道 2 丁目 7023	0957-62-5780
ACT しまばら I	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5732	0957-64-7065
ありがとう	855-0875	島原市中安德町丁 4265	0957-60-4177
清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
雲仙高原ハイツ	859-1505	南島原市深江町戊 2970-1	0957-72-5656
サポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3878-4	0957-72-5393
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
レスト	859-1505	南島原市深江町戊 3153-5	0957-65-1100
ブライト	859-1505	南島原市深江町丙 1925-1	0957-65-1800
キャンパス	859-1505	南島原市深江町戊 3148-1	0957-65-1212
クローバー	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-61-1071
社会福祉法人 悠久会 ありえ未来 ワークセンター	859-2203	南島原市有家町尾上 4024-1	0957-82-8700
生活介護事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
普賢学園南有馬	859-2411	南島原市南有馬町甲 1397-1	0957-85-2300
早崎ステーション	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5706	0957-87-2284
障害者支援施設 ハ雲寮	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347

短期入所サービス事業所

自宅で介護する方が病気、その他の理由により短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事及びその他必要な介護を行います。

事業所名	所在地		電話番号
こすもすⅡ	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
星のホームあいの（短期入所）	854-0301	雲仙市愛野町甲 3541-1	0957-36-7150
LOUNGE はな	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	080-9069-8472
ケアステーション あいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
ショートステイ あけぼの学園	854-0512	雲仙市小浜町北木指 3143	0957-61-0232

共同生活援助（グループホーム）サービス事業所

共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。

法人名	ホーム名	所在地		電話番号
社会福祉法人 コスモス会	こすもすⅡ	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
	こすもすⅥ	859-1305	雲仙市国見町神代戊 1923-1	0957-78-2121
	こすもすⅢ	854-0516	雲仙市小浜町富津 846	0957-75-0808
社会福祉法人 南高愛隣会	HOME くわた	859-1214	雲仙市瑞穂町伊福乙 2593	0957-77-2180
	HOME さいごう	859-1203	雲仙市瑞穂町西郷乙室田 26 番 1	0957-77-2180
	HOME たいしょう	859-1215	瑞穂町古部甲 515-1	0957-77-2180
	HOME あいの	859-1106	吾妻町大木場名 251-6	0957-38-6462
社会福祉法人 星のくま	星のホームあいの	854-0301	雲仙市愛野町甲 3541-1	0957-36-7150
株式会社おばまの森	ホームおばまの森	854-0513	雲仙市小浜町南本町 1215	0957-75-0899
社会福祉法人 八幡会	グループホーム むなかた	854-0703	雲仙市南串山町丙 2438	0957-88-3007
	ケアホーム あさかぜ	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2898

宿泊型自立訓練サービス事業所

知的障害者、精神障害者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
なし			

※近隣自治体該当なし（雲仙市、島原市、南島原市、諫早市）

自立訓練（生活訓練）サービス事業所

知的障害者、精神障害者に自立した日常生活又は社会生活ができるよう、日中において一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
コスモスビジネスカレッジ	859-1503	南島原市深江町丙 1925-1	0957-73-6888
さん・さん諫早	854-0006	諫早市天満町 5 丁目 17	0957-56-8133
CAREER PORT ほんまち	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-35-4886
CAREER PORT リンク	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-47-5559
諫早市手をつなぐ多機能型事業所 つくし	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-46-5885
ワークステーションむつごろうⅡ	854-0093	諫早市本野町 1251-4	0957-20-6560

就労移行支援サービス事業所

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	所在地		電話番号
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
就労移行支援事業所 ワークネットやはた	859-2606	南島原市加津佐町甲 5527-2	0957-87-5055
CAREER PORT ほんまち	854-0012	諫早市本町 2-5	0957-35-4886
諫早市手をつなぐ多機能型事業所 つくし学園	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-27-0121
就労移行支援事業所マインド	854-0072	諫早市永昌町 12-2 K R P 諫早駅前ビル 501	0957-46-8070

就労選択支援サービス事業所

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

事業所名	所在地		電話番号
きらり作業所	855-0041	島原市新田町 282 番地 2	0957-73-9866
CAREER PORT ほんまち	854-0012	諫早市本町 2 番 5 号	0957-35-4886
就労選択支援事業所 さくら	854-0022	諫早市幸町 7 番 27 号	0957-73-9866

就労継続支援（A型）サービス事業所

一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地	電話番号
味彩花	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1432-6	0957-77-3965
コロニーエンタープライズ	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1572	0957-77-2137
瑞宝太鼓	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3934
光雲仙	859-1216	雲仙市瑞穂町古部乙 10-4	0957-77-4080
島原むすびす	855-0042	島原市片町 578-8	0957-73-9555
光	859-1414	島原市有明町大三東丁 296-1	0957-68-5229
就職支援事業所 ジオ	859-1415	有明町大三東戊 87 番地 9	0957-61-0108
正健	859-1503	南島原市深江町丙 265	0957-65-1140
正吉	859-1505	南島原市深江町戊 692-1	0957-65-1121
サテライト・ヤマ昇	859-2113	南島原市布津町丙 4669-41	0957-72-4148
障がい者就労支援作業所 オリーブ	859-2603	南島原市加津佐町丁 1595	0957-75-2255
就労継続支援A型事業所 コミュニティほかにわ	859-2606	南島原市加津佐町甲 5785-1	0957-87-5830
とっとっ亭	854-0001	諫早市福田町 23-40 渡辺ビル1階	0957-47-8562
ブルースカイ	854-0001	諫早市福田町 357-1	0957-35-4880
キャッチアップインサポート	854-0005	諫早市城見町 29-39	0957-47-5579
就労支援施設 GENKI	854-0022	諫早市幸町 25-15	0957-47-7977
ほまれの家諫早	854-0025	諫早市八坂町 4-25KRP 八坂町ビル 102 号室	0957-56-8062
障害者就労支援センターつくし	854-0063	諫早市貝津町 1104 番地 5	0957-26-8165
サンクスラボ・諫早オフィス	854-0071	諫早市永昌東町 1-1 iisa301 号室	0957-47-9610
大吉	859-0112	諫早市高来町小船津 53 番地	0957-51-6155
障害者就労支援事業所さざんか	859-0165	諫早市小長井町小川原浦 548	0957-34-2808
ワークポート	859-0311	諫早市小豆崎町 704-3	0957-47-8642

就労継続支援（Ｂ型）サービス事業所

一般就労が困難で、年齢や心身の状態等により就労が困難な方に、雇用契約に基づかず、働く場を提供すると共に、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

事業所名		所在地	電話番号
グロース	859-1311	雲仙市国見町土黒甲 969-3	0957-61-0589
就労支援センター 一輪花くにみ	859-1322	雲仙市国見町多比良乙 413-3	0957-73-6300
百花の森工房	859-1325	雲仙市国見町多比良戊 1383-15	0957-78-5710
地域就労事業所 野の花風館	859-1324	雲仙市国見町多比良丁 1366-1	0957-78-3866
ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
WORK エンタープライズ	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 1572	0957-77-2137
WORK うんぜん	859-1215	雲仙市瑞穂町古部甲 2504	0957-77-3985
中吉	859-1104	雲仙市吾妻町古城名 138-1	0957-51-6155
ワークセンターあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5525
よろこびの里	854-0513	雲仙市小浜町南本町 518	0957-74-5829
もくもく	854-0514	雲仙市小浜町北本町 862-2	0957-74-3665
おひるの森	854-0515	雲仙市小浜町北野 405	0957-75-0088
ワークハウスはちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 1204-1	0957-88-3019
明けの星寮	855-0041	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
WORK しまばら	855-0041	島原市宮の町 740-1	0957-77-2180
きらり作業所	855-0043	島原市新田町 282-2	0957-73-9866
フクナル	855-0801	島原市高島 2 丁目 7147-1 メゾン D.F. 102 号室	095761-0645
就労継続支援 B 型 LEAF	855-0824	島原市白山町 56-2	0957-62-8787
島原グリーンステーション	855-0831	島原市湊道 2 丁目 7023	0957-62-5780
ネットワークセンター ひかり	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5715-1	0957-62-7143
就労生活支援センター PLAT	855-0862	島原市新湊二丁目丙 2010 番 1	080-9101-0698
フクナル 2nd	855-0862	島原市新湊 1 丁目 20 番地	090-6635-0971
ありがとう	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
正健	859-1503	南島原市深江町丙 265	0957-65-1140
グリーンヒルワークス	859-1504	南島原市深江町丁 6993	0957-72-6194
サポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3878-4	0957-72-5393
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
創業令和七年 匠	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
サテライト・ヤマ昇	859-2113	南島原市布津町丙 4669-41	0957-72-4148
社会福祉法人 悠久会 ありえ未来ワークセンター	859-2203	南島原市有家町尾上 4024-1	0957-82-8700
障がい者就労支援センター 南島原コミュニティ	859-2212	南島原市西有家町須川 1583	0957-82-1757
エコ・パーク論所原	859-2303	南島原市北有馬町丙 4731-2	0957-65-7056
普賢学園南有馬	859-2411	南島原市南有馬町甲 1397-1	0957-85-2300
早崎ステーション	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533

ノーブル	859-2602	南島原市加津佐町戊 1152-19	0957-87-5977
障がい者就労支援作業所 オリーブ	859-2603	南島原市加津佐町丁 1595	0957-75-2255
障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
就労継続支援B型事業所 ワークネットやはた	859-2606	南島原市加津佐町甲 5527-2	0957-87-5055
就労支援センター ラポール諫早	854-0001	諫早市福田町 5-46	0957-21-8281
結-you	854-0001	諫早市福田町 20-20 201 号室	0957-47-8884
障害福祉サービス事業 クレイン	854-0001	諫早市福田町 2570 番地 3	0957-46-5911
就労継続支援B型 R	854-0002	諫早市日の出町 2037 番地 24	080-9141-6044
ジョブサポート ちえの和	854-0003	諫早市泉町 45-5	0957-47-5308
キャッチアップインサポート	854-0005	諫早市城見町 29-39	0957-47-5579
さをり工房ながさき	854-0006	諫早市天満町 34-5	0957-35-7970
さん・さん諫早	854-0006	諫早市天満町 5 丁目 17	0957-56-8133
諫早ワークス	854-0007	諫早市目代町 1816-1	0957-24-6145
ドンキーワールド	854-0011	諫早市八天町 6-17	0957-22-9569
就労継続支援B型事業所 ヒューマンワーク	854-0013	諫早市栄町 8 番 1 号	0957-42-4592
就労支援センターB型あおぞら	854-0022	諫早市幸町 65-21	0957-46-5506
就職支援事業所みらい	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
アストルテ	854-0023	諫早市厚生町 3-20	0957-35-7521
トアルク	854-0034	諫早市小野町 365-1	090-2715-9599
障害者就労センターロバの店	854-0037	諫早市川内町 524-1	0957-56-9768
WORK いさはや	854-0041	諫早市船越町 891 番地 2	0957-35-7555
ぱれっと	854-0052	諫早市川床町 418 番地 6	0957-21-6131
就労支援施設 コネクト	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6006
就労支援センター 一輪花	854-0057	諫早市平山町 582-1	0957-47-8148
就労継続支援（B型）ワイドビジョン	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-3300
諫早市手をつなぐライフステーション	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-23-8140
諫早市手をつなぐ多機能型事業所 つくし学園	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-27-0121
居宅生活支援センター ケイコム	854-0063	諫早市貝津町 1206-5	0957-28-9960
はっと ながさき	854-0063	諫早市貝津町 1532-1	0957-26-2555
障害者就労支援センターつくし	854-0063	諫早市貝津町 1104-5	0957-26-8165
就労支援事業所 mina.mina	854-0081	諫早市栄田町 12-7	0957-47-9788
ワークステーションむつごろう I	854-0093	諫早市本野町 1650-8	0957-20-6560
就労支援センターコパン	854-0126	諫早市松里町 1303-1	0957-28-2587
株式会社 Welfare 就労支援事業所 スタート・アップ	854-1103	諫早市飯盛町中山 35-1	0957-27-8750
就労継続支援B型事業所 かたつむりの家	859-0141	諫早市高来町汲水 1	0957-32-5919
就労支援センター しらぬい	859-0142	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
障害者就労支援事業所さざんか	859-0165	諫早市小長井町小川原浦 548	0957-34-2808
ワークスペース あん	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-20	0957-34-9700
就労継続支援B型事業所 「ゆめ工房ベーカリー」	859-0402	諫早市多良見町囲 358-1	0957-49-2111
就労継続支援B型事業所 「ゆめ工房スイーツ」	859-0403	諫早市多良見町市布 1718-2	0957-49-2333

自立生活援助事業所

入所施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する障がいのある方へ地域生活を支援するサービスです。

事業所名	所在地		電話番号
アシスト	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850
サンタクルス	854-0037	諫早市川内町 136-9	0957-51-5496

施設入所

障がいのある方が入所して、主として夜間や休日において、入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

事業所名	所在地		電話番号
障害者支援施設 あけぼの学園	854-0512	雲仙市小浜町北木指 3143	0957-61-0232
指定障害者支援施設 島原療護センター	855-0026	島原市礪石原町甲 1201-91	0957-64-5131
銀の星学園	855-0041	島原市宮の町 249-1	0957-62-2961
明けの星寮	855-0041	島原市宮の町 626-1	0957-63-7280
若菜寮	855-0043	島原市新田町 605-2	0957-63-3850
清華学園	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
障害者支援施設 あかつき学園	859-2605	南島原市加津佐町乙 933-1	0957-87-5165
障害者支援施設 八雲寮	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
きぼうの里	854-0093	諫早市本野町 1549-14	0957-25-9021
しらぬい学園	859-0142	諫早市高来町黒新田 260-2	0957-32-2155
みさかえの園 のぞみの家	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-1	0957-34-3114
みさかえの園 めぐみの家	859-0167	諫早市小長井町遠竹 2727-10	0957-34-3112

療養介護サービス事業所

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

事業所名	所在地		電話番号
障害福祉サービス事業 療養介護 諫早療育センター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
みさかえの園あゆみの家	856-0835	大村市久原 2 丁目 1346-1	0957-27-3115
独立行政法人 国立病院機構 長崎病院	850-0835	長崎市桜木町 6-41	095-823-2261
独立行政法人 国立病院機構 長崎川棚医療センター	859-3615	東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121

計画相談支援

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、サービス等利用計画案を作成します。

事業所名	所在地		電話番号
相談事業所 空	859-1324	雲仙市国見町多比良丁 1366-1	0957-78-3866
たすかるⅡ相談支援事業所	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
BRIDGE はあと	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850
ステラ	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5538
株式会社こぴっと 居宅介護相談支援サポートセンター	854-0514	雲仙市小浜町北本町 851-1-2	0957-73-9500
相談支援事業所 はちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2899
あいりす	855-0041	島原市片町 578-8	0957-73-9553
島原グリーンステーション	855-0831	島原市湊道 2 丁目 7023 番地	0957-63-4808
一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	855-0851	島原市萩原 1 丁目 1230	0957-62-5153
相談支援事業所 ACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-63-1445
はなえみ	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5732	0957-63-9700
グッド・アカデミー	855-0875	島原市中安德町丁 4265	0957-60-4177
ライフサポート りよっと	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
ライフサポート じねん	859-1505	南島原市深江町戊 3880-1	0957-72-5593
相談支援事業所 普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
たすかる相談支援事業所	859-2206	南島原市有家町中須川 183	0957-82-4870
相談支援事業所 結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
相談支援事業 たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
さん・さん諫早 相談支援事業所	854-0006	諫早市天満町 5-17	0957-56-8133
相談支援事業所 はるはる	854-0013	諫早市栄町 8 番 1 号	0957-42-3209
相談支援事業所 しかの家	854-0016	諫早市高城町 9 番 2 号	080-2557-9948
相談支援事業所 ヨーイ	854-0021	諫早市仲沖町 25-5 ハイツ林田 1 号	070-4338-0303
相談支援事業所 アイ	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
相談支援事業所 バルーン	854-0022	諫早市幸町 41-17	0957-46-5707
COMPASS サポート諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
相談支援事業所 アエル	854-0042	諫早市上野町 18-8	070-2385-0565
相談支援事業所花ゆめ	854-0053	諫早市小川町 1259-1	0957-51-4246
ケア・ステーションオリーブ	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6007
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	854-0062	諫早市小船越町 554-7	0957-46-5481
相談支援センター ソレイユ	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-0007
アシオト	854-0062	諫早市小船越町 7 番 3 号	080-1476-632
指定特定相談支援事業所 ゆかり諫早	854-0081	諫早市栄田町 51-3	0957-42-3780
うきうきサポートセンター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
スマイルサポート	859-0121	諫早市高来町泉 196-1	0957-32-2535
相談支援センター まごころ	859-0314	諫早市御手水町 936	0957-24-8787

(2) 児童通所サービス事業所

放課後デイサービス

学校に就学している障がい児につき、事業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流促進を図ります。(就学児)

事業所名	所在地		電話番号
ウェルカム社瑞穂	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
株式会社こぴっと 多機能型事業所 なの風の風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
株式会社こぴっと 多機能型事業所 なの風の風 にこり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
PARK すくすく	854-0302	雲仙市愛野町乙 810-1	0957-36-0559
アクティビティセンターあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5525
キッズステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
はなまるキッズ	854-0301	雲仙市愛野町甲 3873 番地 37	0957-51-4174
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
そら	854-0515	雲仙市小浜町北野 680 番地	0957-75-0888
おおぞら	854-0515	雲仙市小浜町北野 680 番地	0957-75-0888
株式会社山共 こどもの家	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
株式会社山共 こどもの家 花	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
デイサービス ゆうゆう	855-0014	島原市下宮町甲 2463-1	0957-62-8986
PARK さくら	854-0041	島原市宮の町 738	0957-64-5201
児童デイサービス スマイル	855-0042	島原市片町 578-8	0957-62-3711
アステップ	855-0831	島原市湊道 2 丁目 7023	0957-72-6294
児童発達支援センターACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-1	0957-73-6955
ACT しまばら 1	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 2	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
ACT しまばら 3	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5732	0957-64-7065
島原市通園施設 あいあい	855-0861	島原市下川尻町 7895 長崎県立島原病院内 (別館地下 1 階)	0957-63-5144
就労準備型 放課後等デイサービス ミニナル	855-0862	島原市新湊 1 丁目 20 番地	090-6635-071
子どもシティー「城下」	855-0862	島原市新湊 2 丁目丙 1679-5	0957-65-5008
放課後デイサービス あんなか	855-0875	島原市中安徳町丁 1814-4	0957-60-4554
デイきらり	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
キッズセンターさんわⅡ	859-1504	南島原市布津町乙三本松 346-6	0957-72-5215
キッズセンターさんわ	859-1504	南島原市深江町丁 2021-3	0957-72-5215
デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
ブライト	859-1505	南島原市深江町戊 2970-2	0957-65-1800

児童支援センター エミール	859-2113	南島原市布津町丙 187-1	0957-73-6063
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
西有家ステーション	859-2212	南島原市西有家町須川 1731	0957-61-1130
たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-72-6294
児童デイサービス事業所 デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2284
チャイルドハート諫早アウル	854-0001	諫早市福田町 2 番 35 号	0957-35-6666
放課後等デイサービス ほんわか	854-0001	諫早市福田町 43 番 23 号	0957-56-8837
PARK くるむ	854-0001	諫早市福田町 357-4	0957-22-2644
PARK ふたばっこ	854-0001	諫早市福田町 357-15	0957-46-3036
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれ	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれミドル	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
キッズサポート ちえの和	854-0001	諫早市福田町 1051-6	0957-47-9392
障害児支援事業 クレイン・キッズ	854-0001	諫早市福田町 2570-3	0957-46-5911
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれカレッジ	854-0001	諫早市福田町 3348-1	0957-21-6050
放課後等デイサービス みっくす	854-0002	諫早市日の出町 2037 番地 24	090-1192-7666
COMPASS. Sunny	854-0003	諫早市泉町 19-17	0957-47-5238
サニーキッズいさはや	854-0003	諫早市城見町 20 番 25 号 フォレストビル 1 階	0957-42-3239
諫早ワークス	854-0004	諫早市金谷町 5-17	0957-24-6145
みらい学童 しろみ	854-0005	諫早市城見町 43 番 1 号	0957-21-0204
さん・さん諫早	854-0006	諫早市天満町 5 丁目 17	0957-56-8133
ふぁみりステーション・クレール	854-0006	諫早市天満町 12 番 26 号	0957-47-9700
キッズスペース のぞみ	854-0006	諫早市天満町 58-25	0957-51-5659
諫早ワークス	854-0007	諫早市目代町 1816-1	0957-24-6145
ぷれいらんど本町	854-0012	諫早市本町 3-14 IM ビル 1-2 号	0957-47-9804
にじいろ・kids	854-0022	諫早市幸町 24-33 山本ビル 1 階	0957-56-8321
共生型サービス 暖家 With キッズ	854-0022	諫早市幸町 64-15	0957-22-7581
COMPASS 発達支援センター諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
放課後デイサービス オリジン	854-0052	諫早市川床町 127-2	0957-47-5800
ことり	854-0056	諫早市土師野尾町 1690	0957-51-0360
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22 番 70 号	0957-21-3122
諫早市手をつなぐ育成会 多機能型事業所 つくし	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-46-5885
放課後デイサービス ヒスイ	854-0062	諫早市小船越町 680-1	0957-25-3300
キッズポート ケイ. コム	854-0063	諫早市貝津町 1422-6	0957-28-9950
COMPASS JUMP!	854-0063	諫早市貝津町 1765	0957-47-7638
児童デイサービスくやまドレミ	854-0066	諫早市久山町 1003 番地 1	080-4271-1131
こはる 久山台	854-0067	諫早市久山台 52-1	080-8562-6534
第二リタの心 療育学苑	854-0071	諫早市永昌東町 22 番 48 号	0957-21-3122
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 1308-1	0957-42-4665
児童デイサービスめいほう	854-0082	諫早市西栄田町 526-1	0957-47-6688
キッズスペース きらり	854-0084	諫早市真崎町 1854-2 田口ビル	0957-49-8833

キッズスペース みらい	854-0084	諫早市真崎町 1854-2 田口ビル 2 階	0957-49-8833
放課後等デイサービス事業 「障害児通所 ひまわり」	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
放課後等デイサービス カラフル	854-1121	諫早市飯盛町古場 846-1	090-6896-6317
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
もりのいろは	854-0202	諫早市森山町慶師野 1871	0957-35-2760
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120
ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 1691-2	0957-47-5758
まごころ塾	859-0314	諫早市御手水町 936-2	0957-24-8686
放課後等デイサービス レッツスマイル	859-0401	諫早市多良見町化屋 321-25	0957-49-2666
キッズスペース こころ	859-0401	諫早市多良見町化屋 509-6 内野ビル 2 階	0957-49-2424
キッズサポート おれんじ	859-0401	諫早市多良見町化屋 754-16 1 階	0957-49-2255
COMPASS 多良見	859-0405	諫早市多良見町中里 129-9	0957-43-5538
あいひ多良見	859-0407	諫早市多良見町シーサイド 2-323	0957-46-3426

児童発達支援

通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(未就学児)

事業所名	所在地		電話番号
株式会社こぴっと 多機能型事業所 なの風の風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
株式会社こぴっと 多機能型事業所 なの風の風 にこり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
キッズステーションあいの	854-0302	雲仙市愛野町乙 2339-3	0957-36-7575
はなまるキッズ	854-0301	雲仙市愛野町甲 3873 番地 37	0957-51-4174
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
株式会社山共 こどもの家	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
株式会社山共 こどもの家 花	855-0002	島原市洗切町丙 6-8	0957-64-3220
デイサービス ゆうゆう	855-0014	島原市下宮町甲 2463-1	0957-62-8986
児童発達支援センターACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-1	0957-73-6955
ACT しまばら 3	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
光のフェアリー	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5732	0957-64-7065
島原市通園施設 あいあい	855-0861	島原市下川尻町 7895 長崎県立島原病院内 (別館地下 1 階)	0957-63-5144
放課後デイサービス あんなか	855-0875	島原市中安徳町丁 1814-4	0957-60-4554
キッズセンターさんわ	859-1504	南島原市深江町丁 2021-3	0957-72-5215
デイサービス たすかる	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-3514
児童支援センター エミール	859-2113	南島原市布津町丙 187-1	0957-73-6063
児童デイサービス事業所 デイ雲柿の木	859-2204	南島原市有家町蒲河 2273	0957-76-8833
たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5533
児童デイサービス事業所 デイ雲	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2284
PARK ふたばっこ	854-0001	諫早市福田町 357-15	0957-22-2644
特定非営利活動法人 諫早なかよし村 21 このゆびとまれ	854-0001	諫早市福田町 443-1	0957-21-6050
COMPASS. Sunny	854-0003	諫早市泉町 19-17	0957-47-5238
サニーキッズいさはや	854-0003	諫早市城見町 20 番 25 号 フォレストビル 1 階	0957-42-3239
ふぁみりステーション・クレール	854-0006	諫早市天満町 12 番 26 号	0957-47-9700
にじいろ・kids	854-0022	諫早市幸町 24-33 山本ビル 1 階	0957-21-3775
共生型サービス 暖家 With キッズ	854-0022	諫早市幸町 64-15	0957-22-7581
チャイルドハート諫早アウル	854-0041	諫早市福田町 2 番 35 号	0957-35-6666
COMPASS 発達支援センター諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
おひさま	854-0042	諫早市上野町 18-8	0957-22-0333
放課後デイサービス オリジン	854-0052	諫早市川床町 127-2	0957-47-5800
ことり	854-0056	諫早市土師野尾町 1690	0957-51-0360
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22 番 70 号	0957-21-3122

諫早市手をつなぐ つくしっ子	854-0062	諫早市小船越町 554-6	0957-27-0121
COMPASS JUMP!	854-0063	諫早市貝津町 1765	0957-47-7638
諫早市 COMPASS 児童発達支援センター	854-0063	諫早市貝津町 2461-5	0957-46-7328
児童デイサービスくやまドレミ	854-0066	諫早市久山町 1003 番地 1	080-4271-1131
第二リタの心 療育学苑	854-0071	諫早市永昌東町 22 番 48 号	0957-21-3122
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 1308-1	0957-42-4665
児童デイサービスめいほう	854-0082	諫早市西栄田町 526-1	0957-47-6688
児童発達支援デイサービス カラフル	854-1121	諫早市飯盛町古場 846-1	090-6896-6317
もりのいろは	854-0202	諫早市森山町慶師野 1871	0957-35-2760
児童発達支援事業「障害児通所 ひまわり」	859-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120
ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 1691-2	0957-47-5758
COMPASS 多良見	859-0405	諫早市多良見町中里 129-9	0957-43-5538

保育所等訪問支援

保育所や学校等を利用中の障害児の集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所や学校等へ指導経験者を派遣し、安定した利用を図ります。

事業所名	所在地		電話番号
株式会社こぴっと 多機能型事業所 ななつの風 きらり	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名 498-2	0957-73-9500
こばの空	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの花	854-0407	雲仙市千々石町庚 426	0957-51-7101
こばの風	854-0407	雲仙市千々石町庚 439	0957-51-7101
児童発達支援センターACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-1	0957-73-6955
デイきらり	859-1414	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
西有家ステーション	859-2212	南島原市西有家町須川 1731	0957-61-1130
COMPASS, Sunny	854-0003	諫早市泉町 19-17	0957-47-5238
COMPASS 発達支援センター諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
おひさま	854-0042	諫早市上野町 18-8	0957-22-0333
放課後デイサービス オリジン	854-0052	諫早市川床町 127-2	0957-47-5800
リタの心 療育学苑	854-0061	諫早市宇都町 22 番 70 号	0957-21-3122
COMPASS JUMP!	854-0063	諫早市貝津町 1765	0957-47-7638
諫早市 COMPASS 児童発達支援センター	854-0063	諫早市貝津町 2461-5	0957-46-7328
オトナリ	854-0081	諫早市栄田町 1308-1	0957-42-4665
もりのいろは	854-0202	諫早市森山町慶師野 1871	0957-35-2760
みさかえの園児童発達支援センター	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
諫早こどもデイサービス わくわく広場	859-0301	諫早市長田町 1470	0957-20-4120
ふわり諫早	859-0312	諫早市西里町 1691-2	0957-47-5758
まごころ塾	859-0314	諫早市御手水町 936-2	0957-24-8686
COMPASS 多良見	859-0405	諫早市多良見町中里 129-9	0957-43-5538

障害児相談支援

サービス利用に関する意向や心身の状況等の聴き取りや相談を受け、サービス等利用計画案を作成します。

事業所名		所在地	電話番号
たすかるⅡ相談支援事業所	859-1212	雲仙市瑞穂町西郷己 854-1	0957-77-4294
B R I D G E はあと	854-0302	雲仙市愛野町乙 493-6	0957-36-3850
ステラ	854-0302	雲仙市愛野町乙 2336-1	0957-27-5538
株式会社こぴっと 居宅介護相談支援サポートセンター	854-0514	雲仙市小浜町北本町 851-1-2	0957-73-9500
相談支援事業所 はちまん	854-0703	雲仙市南串山町丙 9679-2	0957-88-2899
あいりす	855-0042	島原市片町 578-8	0957-62-2961
一般社団法人島原市医師会 居宅介護支援センター	855-0851	島原市萩原 1 丁目 1230	0957-63-5153
発達相談支援センター ACT しまばら	855-0851	島原市萩原 2 丁目 5004-3	0957-73-6955
はなえみ	855-0854	島原市萩が丘 2 丁目 5732	0957-63-9700
島原グリーンステーション	855-0867	島原市緑町 8258-1	0957-63-4808
グッド・アカデミー	855-0875	島原市中安徳町丁 4265	0957-60-4177
ライフサポート りよっと	859-1411	島原市有明町大三東甲 2150	0957-68-1161
相談支援事業所 普賢学園	859-1505	南島原市深江町戊 2825	0957-72-2297
ライフサポートじねん	859-1505	南島原市深江町戊 3880-1	0957-72-5593
たすかる相談支援事業所	859-2206	南島原市有家町中須川 183	0957-82-4870
相談支援事業所 結	859-2412	南島原市南有馬町乙 1604-10	0957-60-4104
相談支援事業 たすかる早崎	859-2501	南島原市口之津町乙 2240-1	0957-86-5567
相談支援事業所 つばき	859-2606	南島原市加津佐町甲 5718	0957-87-2347
さん・さん諫早 相談支援事業所	854-0006	諫早市天満町 5 丁目 17	0957-56-8133
相談支援事業所 はるはる	854-0013	諫早市栄町 8 番 1 号	0957-42-3209
相談支援事業所 しかの家	854-0016	諫早市高城町 9 番 2 号	-
相談支援事業所 ヨーイ	854-0021	諫早市仲沖町 25-5 ハイツ林田 1 号	070-4338-030
相談支援事業所 アイ	854-0022	諫早市幸町 7-27	0957-24-0778
相談支援事業所 バルーン	854-0022	諫早市幸町 41 番 17 号	0957-46-5707
COMPASS サポート諫早	854-0041	諫早市船越町 891-2	0957-56-9328
相談支援事業所 アエル	854-0042	諫早市上野町 18-8	070-2385-0565
相談支援事業所花ゆめ	854-0053	諫早市新道町 240-53	0957-51-4246
ケア・ステーションオリーブ	854-0056	諫早市土師野尾町 1833-1	0957-47-6007
アシオト	854-0062	諫早市小船越町 7 番 3 号	080-1476-632
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	854-0062	諫早市小船越町 554-2	0957-46-5481
指定特定相談支援事業所 ゆかり諫早	854-0081	諫早市栄田町 51 番 3 号	080-3422-3781
指定特定相談支援事業所 指定障害児 相談支援事業所 うきうきサポートセンター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
スマイルサポート	859-0121	諫早市高来町泉 196-1	0957-32-2535
指定障害者相談支援センター まごころ	859-0314	諫早市御手水町 936	0957-24-8787

児童（障害児）福祉施設等

申請窓口は、「長崎こども・女性・障害者支援センター」となっております。

○申請及び問合せ先

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

○身体障害関係	095-846-8905	／	○知的障害関係	095-844-6250
○精神障害関係	095-846-5115	／	○女性の相談	095-846-0560
○こどもに関する相談	095-844-6166	／	○心の相談	095-847-7867

福祉型障害児入所施設

知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えます。

事業所名	所在地		電話番号
みのり園	850-0995	長崎市平山町 1231-3	095-898-4088
第四長崎慈光園あすなろ	859-3618	東彼杵郡川棚町小串郷 1974	0956-82-2080

医療型障害児入所施設

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行います。

事業所名	所在地		電話番号
長崎県立こども医療福祉センター	854-0071	諫早市永昌東町 24 番 3 号	0957-22-1300
医療型障害児入所施設 諫早療育センター	854-0121	諫早市有喜町 537-2	0957-28-3131
みさかえの園 総合発達医療福祉センター むつみの家	859-0164	諫早市小長井町牧 570-1	0957-34-3113
みさかえの園あゆみの家	856-0835	大村市久原 2 丁目 1346-1	0957-27-3115

社会福祉協議会

名称	代表者	住所	電話番号
雲仙市社会福祉協議会本部	本多 周太	千々石町戊 762	0957-37-2855
国見支所	—	国見町土黒甲 1063	0957-78-0596
瑞穂支所	—	瑞穂町西郷辛 1053-5	0957-77-3670
吾妻支所	—	吾妻町大木場名 63	0957-38-3511
愛野支所	—	愛野町乙 493-6	0957-36-0071
千々石支所	—	千々石町戊 762	0957-37-2755
小浜支所	—	小浜町北本町 14-3	0957-75-0620
南串山支所	—	南串山町乙 2-15	0957-88-2143

障害者福祉団体

団体名	代表者	住所	電話番号
雲仙市身体障害者福祉協会	休止中	—	—
雲仙市手をつなぐ育成会	落水 絹子	—	—
野の花ファミリークラブ	野島 千恵子	国見町多比良丁 1366-1	0957-78-3866

市の事業を委託している団体

団体名	代表者	電話番号	主な活動
雲仙市音声訳会やまぼうし	飛鳥 信子	0957-88-3632	声の広報等発行事業 (音訳)
雲仙市社会福祉協議会	本多 周太	0957-37-2855	視覚障害者生活訓練 (点字・歩行) 意志疎通支援事業 (手話)
長崎県ろうあ協会	荒木 宏彦	095-847-2681	意思疎通支援事業 (手話・要約筆記)
ぴあサポートうんぜん	草野 友一	070-8382-2773 piasapo.unzen@gmail.com	発達障害者、不登校、 引きこもりについて

困っていることや悩んでいること、わからないことがありましたら、お近くの民生委員児童委員や障害者相談員までお気軽にご相談ください。

民生委員児童委員

○民生委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したよりきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

委員一人ひとりに担当する区或が定められており136名の方が活動しています。

○雲仙市民生委員児童委員協議会

所在地	電話番号	FAX
雲仙市千々石町戊 582（雲仙市福祉事務所内）	0957-47-7871	0957-36-8900

身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、市長から委嘱を受けて、障がいのある方や家族の方のいろいろな相談業務に従事しています。秘密は守られ、関係する機関へ連絡を取ってくれます。

○身体障害者相談員（令和7年度）

	氏名	電話番号
1	島田 一生	0957-78-0643
2	林田 鈴子	0957-78-3366
3	山口 洋子	0957-37-3060
4	本村 久次	0957-88-2673

○知的障害者相談員（令和7年度）

	氏名	電話番号
1	織田 かおる	0957-78-1044
2	島田 由美子	080-1760-3557
3	天野 早苗	—
4	井上 由美	080-8396-6146
5	宮崎 土朗	0957-74-3813

社会福祉全般に関する相談

福祉事務所は、社会福祉全般の様々な問題について相談を受け、必要に応じて援助や施設入所などの業務を行う窓口として雲仙市役所内に設置されています。

市役所窓口 【担当課・班名】		所在地	電話番号	主な業務内容
福祉総務課	総務高齢班	〒854-0492 雲仙市千々石町 戊 582	0957-47-7871	民生委員、災害援護、 高齢者福祉 など
	障がい班			障害者手帳交付、障害福祉・ 児童通所サービス、福祉医療 (障害者分)、自立支援医療 (精神通院、更生医療、 育成医療) など
	給付班		0957-38-3125	定額減税補足給付金 など
福祉支援課	介護予防班		0957-47-7784	介護保険、介護予防、 家族介護支援 など
	相談支援班			地域福祉計画、成年後見制度(高齢)、 避難行動要支援者名簿 など
子ども支援課	子育て支援班		0957-47-7874	保育所入所、児童手当 など
	子ども健康班			母子手帳、乳児検診 など
保護課	保護班		0957-47-7875	生活保護 など
健康づくり課	健康推進班		0957-47-7876	健(検)診、健康相談、 新型コロナウイルスに関する こと など

国民健康保険、国民年金、
後期高齢者医療に関する相談

国民健康保険や国民年金等に関する相談、問い合わせ等の窓口です。

市役所窓口 【担当課・班名】		所在地	電話番号	業務内容
総合窓口課	保険年金班	〒859-1107 雲仙市吾妻町 牛口名 714	0957-47-7806	国民健康保険給付、国民年金、 後期高齢者医療申請 など

※市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課でもご相談いただけます。

厚生年金に関する相談、問い合わせ

機関名	所在地	電話番号	ねんきんダイヤル
諫早年金事務所	〒854-8540 諫早市栄田町 47-39	0957-25-1662	年金請求等 0570-05-1165 年金受給者 0570-007-123

保健福祉全般に関する相談

公衆衛生の向上及び推進を図るため、広域的、専門的、技術的な対応が必要とされる難病対策、感染症対策等の対人保健サービス、食品衛生、環境衛生、医務薬務等における監視及び指導等の対物保健サービスを実施する総合拠点です。

機関名	所在地	電話番号
長崎県県南保健所	〒855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3289

税の控除や減免に関する相談、問い合わせ

所得税、相続税、贈与税、消費税、地方消費税、事業税などの国税

機関名	所在地	電話番号
島原税務署	〒855-8686 島原市弁天町1丁目 7403	0957-62-3281

自動車税、自動車取得税などの県税

機関名	所在地	電話番号
県央振興局税務部	〒854-0071 諫早市永昌東町 9-26 ニューウインドビル 2 階	0957-22-0508

市県民税、軽自動車税などの市税

市役所窓口 【担当課・班名】		所在地	電話番号
税務課	国保市民税班	〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 雲仙市役所 1 階	0957-47-7795

視覚、聴覚に障がいがある方の相談

情報センターは、視覚や聴覚に障がいのある方が知りたい情報や、生活に役立つ情報をいつでも手に入れることができる施設です。

機関名	所在地	電話番号
視覚・聴覚障害者情報センター	〒852-8114 長崎市橋口町 10-22	視覚障害者への 情報提供 095-846-9021
		聴覚障害者への 情報提供 095-847-2681

就労に関する相談

仕事を探している方に、その方の能力に適当な職業を斡旋したり、人を求めている事業所に、その必要とする労働力を充足するための職業紹介事業を行っています。

また、必要な職業指導や雇用保険の失業給付等の業務も行っています。

機関名	所在地	電話番号
ハローワーク諫早	〒854-0022 諫早市幸町 4-8	0957-21-8609
長崎県障害者職業センター	〒852-8104 長崎市茂里町 3-26	095-844-3431
県南障害者就業・生活支援センターぱれっと	〒855-0042 島原市片町 578-8	0957-73-9560

こども、女性、障がい者に関する相談

支援センターは、こども、女性、障がいのある方やそのご家族の支援を総合的に行うための相談窓口です。こども、女性、障がい者に関する様々な問題に専門のスタッフが協力して相談におこたえます。

機関名	所在地	電話番号
長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター	〒852-8114 長崎市橋口町 10-22	身体障害関係 095-846-8905 知的障害関係 095-844-6250 精神障害関係 095-846-5115 女性の相談 095-846-0560 こどもに関する相談 095-844-6166 心の相談 095-847-7867

障がいに関する相談

「障がいのことについて、どこに相談すればいいのか分からない」

「障がい者が利用できるサービスは何かあるのか知りたい」

「障がい者のためのサービスを提供している事業所がどこにあるんだろう」

こんな時、障がいのある方やご家族の方が気軽に相談できる場所として『障害者相談支援事業所』があります。

身体、知的や精神の障がいのことについて専任の相談員が対応します。まずは相談してみませんか。

機関名	所在地、電話番号など	相談内容
「BRIDGE はあと」 (社会福祉法人南高愛隣会)	【所在地】 〒854-0302 雲仙市愛野町乙 493-6 【電話番号】 0957-36-3850 【FAX】 0957-36-3851 【利用時間】 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時	・ 障害者手帳の申請や制度利用について ・ ホームヘルプ、短期入所や自立訓練などのサービスの申請方法や利用についての情報提供 ・ 生活や介護に関する相談 ・ 専門機関の紹介 ・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など
ぴあサポートうんぜん	【代表者】 草野 友一 【電話番号】 070-8382-2773 【E-mail】 piasapo.unzen@gmail.com	・ 発達障害者、不登校、引きこもりについて

転居・転出の際の市役所等での手続き一覧

区 分	市内転居		市外への転出		
	雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所、各総合支所)		雲仙市役所にて (本庁、福祉事務所、各総合支所)		転出先の 市区町村 役場にて
	窓口	書類など	窓口	書類など	書類など
身体障害者 手帳	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑
療育手帳	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑
精神障害者 保健福祉手 帳	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	手帳	転出先で手続き		手帳、 県外は印鑑
福祉医療	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	転出日の前 日までの医 療費申請書	保険情報が わかるもの、 振込用通帳、 雲仙市所得 証明書、 県外は印鑑
介護保険 要介護認定	市役所総合窓口課 福祉支援課介護予防班 各総合支所地域振興課	介護保険証	市役所総合窓口課 福祉支援課介護予防班 各総合支所地域振興課	介護保険証	雲仙市受給 資格証明書
児童扶養手 当	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課	受給証書	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課		受給証書、 県外は転居 先の住民票 及び印鑑
特別児童扶 養手当	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課	手当証書	市役所総合窓口課 子ども支援課 子育て支援班 各総合支所地域振興課		手当証書、 県外は転居 先の住民票 及び印鑑
特別障害者 手当	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑
障害児福祉 手当	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑
経過的福祉 手当	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課		振込用通帳、 県外は印鑑
自立支援 医療(精神)	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証、 マイナンバー・ 保険情報が わかるもの	市役所総合窓口課 福祉総務課障がい班 各総合支所地域振興課	受給者証、 マイナンバーが わかるもの 保険証	受給者証、 マイナンバー・ 保険情報が わかるもの、 年金証書他

※転出先に提出する書類は、自治体によって異なる場合がございます。(印鑑持参の有無や各種証明書の提出など)

詳しくは転出先の市区町村へお問い合わせください。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」については、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

令和 3 年 5 月に同法は改正され（令和 3 年法律第 56 号）、同改正法は、令和 6 年 4 月に施行されました。

※改正後の取扱い	行政機関等	事業者等
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮※の提供	義務	努力→義務

詳しくは、内閣府ホームページ「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご覧ください。



(2) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス等の提供業務を創設する等の措置を講じた法律です。

この法律に基づき、令和 3 年 7 月から『電話リレーサービス』が、令和 7 年 1 月から『文字表示電話サービス「ヨメテル」』が開始となりました。

詳しくは、公式サイトをご覧ください。（一部、負担料金発生あり。）

種類	制度内容	公式サイト
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。	
ヨメテル	通話相手の声をリアルタイムで文字にする電話アプリです。最新の AI（自動音声認識）、または文字入力オペレータにより、通話相手の声をリアルタイムで文字にして、伝えます。	

(3) 手話に関する施策の推進に関する法律

「手話に関する施策の推進に関する法律」が令和7年6月25日に公布、施行されました。

この法律では、手話を使う方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な「意思疎通のための手段である」としています。あわせて、国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。

これまでも、雲仙市では、平成31年4月に「雲仙市手話言語条例」を施行し、手話施策の推進、手話言語の普及などに取り組んできました。

今後も、手話に対する理解を、より深めるための啓発などに努めていきます。

(主な事業)

- ①手話通訳者設置事業（相談対応、訪問、通訳など）
- ②意思疎通支援事業…P48
- ③手話奉仕員養成事業
- ④理解促進事業（手話出前講座）
- ⑤啓発資料の配付（パンフレット・ハンドブック）
- ⑥広報活動

（耳の日展示会、9月23日「手話言語の国際デー」のライトアップ、イラストによる周知、手話奉仕員研修会の開催 など）

 	
⑤パンフレット及びハンドブック 公共機関窓口設置及び 出前講座などで配付	⑥やってみよう！～ワンポイント手話 イラストによる広報（R元年7月～） （現在は、雲仙市社会福祉協議会 発行広報紙へ掲載を移行）

障害者福祉団体に加入されませんか

雲仙市身体障害者福祉協会

(※活動休止中)

雲仙市手をつなぐ育成会

雲仙市手をつなぐ育成会は、知的に障がいのある方とその保護者の会です。この会は、知的に障がいのある方を育成援護し、その教育の振興と福祉の向上を図ると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目的に活動しています。

各町にそれぞれ支部があり、知的に障がいのある子どもの保護者が共に手をつなぎ、各種研修会やゆうあいスポーツ大会、レクリエーションなどを行っております。

加入についての詳しいことは、下記へお尋ねください。

雲仙市手をつなぐ育成会
会 長 落水 絹子

【令和 7 年】年齢早見表
 ※『誕生日到達前』＝『年齢』－1

年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢
令和 7 年	2025 年	0 歳	平成 2 年	1990 年	35 歳	昭和 30 年	1955 年	70 歳
令和 6 年	2024 年	1 歳	平元、昭 64 年	1989 年	36 歳	昭和 29 年	1954 年	71 歳
令和 5 年	2023 年	2 歳	昭和 63 年	1988 年	37 歳	昭和 28 年	1953 年	72 歳
令和 4 年	2022 年	3 歳	昭和 62 年	1987 年	38 歳	昭和 27 年	1952 年	73 歳
令和 3 年	2021 年	4 歳	昭和 61 年	1986 年	39 歳	昭和 26 年	1951 年	74 歳
令和 2 年	2020 年	5 歳	昭和 60 年	1985 年	40 歳	昭和 25 年	1950 年	75 歳
平 31、令和元年	2019 年	6 歳	昭和 59 年	1984 年	41 歳	昭和 24 年	1949 年	76 歳
平成 30 年	2018 年	7 歳	昭和 58 年	1983 年	42 歳	昭和 23 年	1948 年	77 歳
平成 29 年	2017 年	8 歳	昭和 57 年	1982 年	43 歳	昭和 22 年	1947 年	78 歳
平成 28 年	2016 年	9 歳	昭和 56 年	1981 年	44 歳	昭和 21 年	1946 年	79 歳
平成 27 年	2015 年	10 歳	昭和 55 年	1980 年	45 歳	昭和 20 年	1945 年	80 歳
平成 26 年	2014 年	11 歳	昭和 54 年	1979 年	46 歳	昭和 19 年	1944 年	81 歳
平成 25 年	2013 年	12 歳	昭和 53 年	1978 年	47 歳	昭和 18 年	1943 年	82 歳
平成 24 年	2012 年	13 歳	昭和 52 年	1977 年	48 歳	昭和 17 年	1942 年	83 歳
平成 23 年	2011 年	14 歳	昭和 51 年	1976 年	49 歳	昭和 16 年	1941 年	84 歳
平成 22 年	2010 年	15 歳	昭和 50 年	1975 年	50 歳	昭和 15 年	1940 年	85 歳
平成 21 年	2009 年	16 歳	昭和 49 年	1974 年	51 歳	昭和 14 年	1939 年	86 歳
平成 20 年	2008 年	17 歳	昭和 48 年	1973 年	52 歳	昭和 13 年	1938 年	87 歳
平成 19 年	2007 年	18 歳	昭和 47 年	1972 年	53 歳	昭和 12 年	1937 年	88 歳
平成 18 年	2006 年	19 歳	昭和 46 年	1971 年	54 歳	昭和 11 年	1936 年	89 歳
平成 17 年	2005 年	20 歳	昭和 45 年	1970 年	55 歳	昭和 10 年	1935 年	90 歳
平成 16 年	2004 年	21 歳	昭和 44 年	1969 年	56 歳	昭和 9 年	1934 年	91 歳
平成 15 年	2003 年	22 歳	昭和 43 年	1968 年	57 歳	昭和 8 年	1933 年	92 歳
平成 14 年	2002 年	23 歳	昭和 42 年	1967 年	58 歳	昭和 7 年	1932 年	93 歳
平成 13 年	2001 年	24 歳	昭和 41 年	1966 年	59 歳	昭和 6 年	1931 年	94 歳
平成 12 年	2000 年	25 歳	昭和 40 年	1965 年	60 歳	昭和 5 年	1930 年	95 歳
平成 11 年	1999 年	26 歳	昭和 39 年	1964 年	61 歳	昭和 4 年	1929 年	96 歳
平成 10 年	1998 年	27 歳	昭和 38 年	1963 年	62 歳	昭和 3 年	1928 年	97 歳
平成 9 年	1997 年	28 歳	昭和 37 年	1962 年	63 歳	昭和 2 年	1927 年	98 歳
平成 8 年	1996 年	29 歳	昭和 36 年	1961 年	64 歳	昭元、大正 15 年	1926 年	99 歳
平成 7 年	1995 年	30 歳	昭和 35 年	1960 年	65 歳	大正 14 年	1925 年	100 歳
平成 6 年	1994 年	31 歳	昭和 34 年	1959 年	66 歳	大正 13 年	1924 年	101 歳
平成 5 年	1993 年	32 歳	昭和 33 年	1958 年	67 歳	大正 12 年	1923 年	102 歳
平成 4 年	1992 年	33 歳	昭和 32 年	1957 年	68 歳	大正 11 年	1922 年	103 歳
平成 3 年	1991 年	34 歳	昭和 31 年	1956 年	69 歳	大正 10 年	1921 年	104 歳

R7.10.27 更新

《作成・発行者》

雲仙市健康福祉部福祉総務課

〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

TEL：0957-47-7871